

資料添付版

京都府食の安心・安全行動計画

(平成25年度～27年度)

—情報提供の強化と府民参画の拡大で「食」の信頼感向上—

平成24年12月

京 都 府

は じ め に

京都府では、府民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識のもと、平成17年12月に京都府食の安心・安全推進条例（平成17年京都府条例第53号。以下「条例」という。）を制定しました。

この条例では、食の安心・安全に関する府及び食品関連事業者の責務や府民の役割を明確にするとともに、条例第5条の規定により食の安心・安全の確保に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための計画（以下「行動計画」という。）を定めることになっています。

平成19年度から平成21年度までの第1次、平成22年度から平成24年度までの第2次の各行動計画においては、鶏卵・鶏肉のトレーサビリティシステムや、きょうと信頼食品登録制度の構築・推進、残留農薬等を検査する食品衛生監視の強化、消費者・事業者等が意見交換するリスクコミュニケーションの実施など生産から流通を経て消費に至るまでの食の安心・安全を確保する総合的な取組を実施し、おおむね目標を達成しつつあります。

一方、原子力発電所事故に伴う食品の放射性物質への不安、牛肉等の生食に伴う食中毒、産地偽装の続発、輸入食品への不安などに加え、インターネットなどによる情報が氾濫する中で、信頼することができる情報を取捨選択することが困難となっているため、食品の安全性に対する不安感が一層拡大していることから、これらの課題に対応し、食の安心・安全を確保する取組を強化することが必要です。

これらの課題を踏まえ、更に食の安心・安全確保に向けて着実な対策を実施するため、条例第5条の規定により行動計画（平成25年度～27年度）を策定します。

食の安心・安全行動計画(第3次)の概要

○ 背景

食をめぐる現状

1 原子力発電所事故に伴う食品の放射性物質への不安の発生

- ・東日本大震災以前と比べて「食品の安全性への不安」が増えたとの回答が26%（「食育に関する意識調査」内閣府 H23.12）
→ 原子力発電所事故発生により、食品における放射性物質への不安が生じている。

2 情報の氾濫と情報の取捨選択が困難なことが不安を拡大

- ・食品の安全性に関する情報源
新聞（インターネット含む）74% テレビ46%
- ・情報に対する信頼度
新聞（インターネット含む）39% テレビ18%
- ・食品の安全についての不安度
「とても不安に感じる」「ある程度不安に感じる」
（「食品安全モニター調査」内閣府H22.8）
新聞・テレビなどで食品の安全性に関する様々な情報が氾濫している一方、消費者が信頼できる情報を選択することが困難になっており、このことが消費者の食の不安を拡大している。

3 生食用食肉による食中毒、食品表示偽装、輸入食品に係る事件等の発生

- ・平成23年4月 飲食チェーン店で発生した食肉の生食による腸管出血性大腸菌食中毒で5名の死亡。
- ・食品の産地偽装等の不適正表示や賞味期限の改ざんが全国的に相次ぐ。
不適正表示に対するJAS法に基づく指示、公表件数
平成22年 71件 平成23年 38件
- ・近年の中国産冷凍ぎょうざやいんげんへの農薬混入、乳製品へのメラミンの混入、添加物の不適正使用、残留農薬の基準超過などの事案により、今なお、消費者の輸入品に対する不安がある。

現計画(平成22~24年度)の進捗状況

【平成23年度末現在の数値目標の達成状況】

- 全39項目のうち100%以上達成35項目(90%)

① 相互理解と府民参画

- ・リスクコミュニケーションの推進（目標5回）
23年度5回:テーマ「放射性物質」、「牛肉の生食」等
- ・消費者、生産者等との意見交換会（目標4回）
23年度6回:食の安心・安全をテーマに府内各地で開催

② 監視・指導の強化

- ・食品等の流通段階における監視指導
（目標収去検体数:750検体、23年度実績:750検体）
- ・原産地表示等に係る指導・啓発
（目標:300店舗、23年度実績:317店舗）

③ 安心・安全の基盤づくり

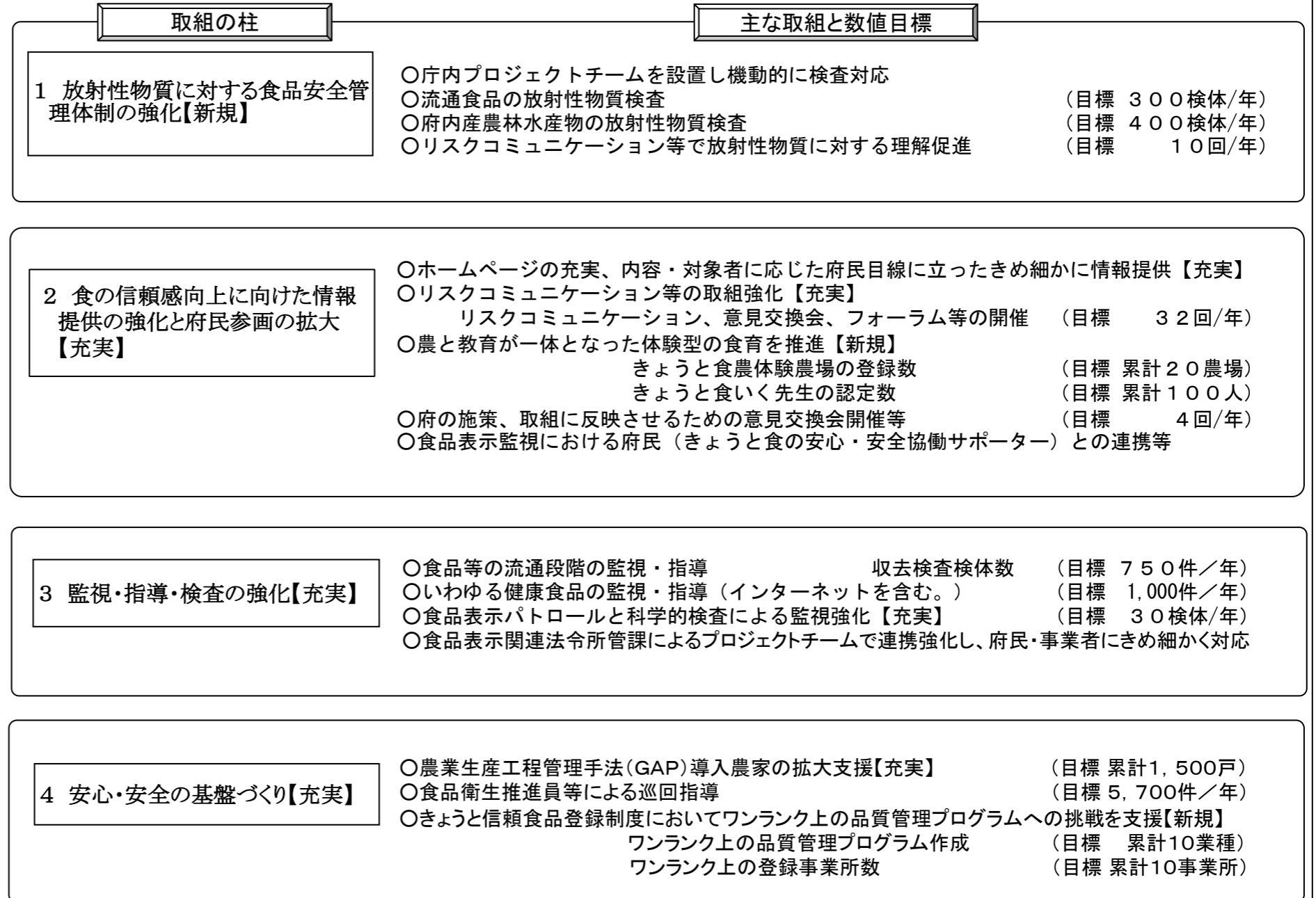
- ・鶏卵・鶏肉のトレーサビリティシステムを取り入れた店舗数
（目標:50店、23年度実績:76店）
- ・食品衛生推進員又は食品衛生指導員による巡回指導
（目標:5,400件、23年度実績:5,400件）

○ 計画の基本的事項

策定の趣旨	第1次、第2次行動計画の成果を踏まえ、原子力発電所事故に伴う食品の放射性物質への不安、牛肉等の生食に伴う食中毒など、新たな課題に対応し、さらに食の安心・安全確保に向けて着実な対策を実施する。
基本的な考え方	1 放射性物質に対する食品安全管理体制の強化 2 食の信頼感向上に向けた情報提供の強化と府民参画の拡大 3 監視・指導・検査の強化 4 安心・安全の基盤づくり
位置づけ	○京都府食の安心・安全推進条例第5条に基づく計画
期間	○平成25年度～27年度

○ 取組の展開

重点課題 情報提供の強化と府民参画の拡大で「食」の信頼感向上



■数値目標を現行計画の39項目から48項目に2割増加(うち新規21項目)

目 次

第1章 食を取り巻く現状及び課題	1
第2章 計画の基本的な考え方	3
第3章 食の安心・安全に向けた取組の展開	5
1 放射性物質に対する食品安全管理体制の強化	5
(1) 放射性物質に対する安全管理体制の強化	
(2) 放射性物質に関するリスクコミュニケーション等の強化	
2 食の信頼感向上に向けた情報提供の強化と府民参画の拡大	7
(1) 情報提供の強化	
(2) リスクコミュニケーション等の強化	
(3) 食育を通じた食品の安全に関する知識の向上	
(4) 府民参画の推進	
3 監視・指導・検査の強化	15
(1) 健康被害防止への対応	
(2) 食品衛生管理対策	
(3) 適正な食品表示対策	
(4) 家畜伝染病の予防対策の徹底及び監視体制の確保	
4 安心・安全の基盤づくり	23
(1) 安全な食品の生産・製造・加工及び流通の確保	
(2) 安心感向上のための取組	
(3) 環境に配慮した食品生産等	
第4章 行動計画の管理・公表	35

参考資料

第1章 食を取り巻く現状及び課題

1 原子力発電所事故に伴う食品の放射性物質への不安の発生

内閣府が平成23年12月に行った「食育に関する意識調査」では、東日本大震災以前と現在の食生活について「食品の安全性への不安」が増えたとの回答が26%あるなど、原子力発電所の事故発生により、食品における放射性物質への不安が生じていることがうかがえます。

(課題)

基準値を超える食品が流通しないよう、国と東北・関東などの17都県が産地検査を実施するなどの対策が行われていますが、食品における放射性物質への不安が依然としてあることから、京都府独自の食品のモニタリング検査など監視を継続し、安心・安全を一層確かなものにしていく必要があります。

2 情報の氾濫と情報の取捨選択が困難なことが不安を拡大

内閣府が平成22年8月に行った食品安全モニターへの調査結果では、食品の安全性に関する情報源として、新聞(インターネットのニュースサイトを含む)が74%、テレビが46%と高かったものの、信頼度は新聞が39%、テレビが18%となっています。

また、食品の安全について「とても不安を感じる」「ある程度不安を感じる」とする回答が68%あるなど、新聞・テレビなどのマスメディアやインターネットから食品の安全性に関する様々な情報が氾濫している一方、信頼できる情報を消費者が取捨選択することが困難になっており、このことが不安を拡大している状況がうかがえます。

さらに、高齢化の進展と子どもとの同居世帯の減少などにより高齢者単身世帯が増加し、食の安心・安全情報が的確に届きにくい状況もあります。

(課題)

食の安心・安全確保のためには、情報公開の徹底、多様な広報媒体による府民目線に立った分かりやすい情報発信、府民との意見交換会など情報を共有し理解を促進するための戦略的な取組が必要です。

併せて、行政だけの取組にとどまらず、府民ぐるみで食の安心・安全の取組を推進する府民参画の拡大が重要になっています。

3 生食用食肉による食中毒、食品表示偽装、輸入食品に係る事件等の発生

平成23年4月に飲食チェーン店で発生した食肉の生食による腸管出血性大腸菌食中毒では5名の方が亡くなるなど大規模な健康被害が発生しました。

また、食品の産地偽装等の不適正表示や賞味期限の改ざんが全国的に相次いでおり、平成22年度においては、不適正表示に対して農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）に基づき全国で71件の指示が行われました。

さらに、中国産冷凍ぎょうざやいんげんへの農薬混入、乳製品へのメラミンの混入、添加物の不適正使用、残留農薬の基準超過など、食の安心・安全を揺るがす事件が輸入食品などにおいて発生したことから、今なお、消費者の輸入食品に対する不安があります。

(課題)

食品による健康被害を防止するため、食中毒や食品添加物等リスクに応じた効果的な検査や、偽装表示を防止するための食品表示パトロールなど、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、JAS法その他の法令による行政の監視や指導の取組を進める必要があります。

併せて、生産者、加工事業者等の食品関連事業者の自主的な衛生管理やコンプライアンス（法令順守）向上の取組を進めることにより、より高いレベルの安全確保を目指す必要があります。

第2章 計画の基本的な考え方

これまで、消費者の目線に立って「相互理解と府民参画」、「監視・指導の強化」、「安心・安全の基盤づくり」を基本に食の安心・安全対策に取り組んできましたが、第1章で掲げた課題を解決するためには、食の安心・安全に対する府民との一層の情報共有や食品関連事業者等への監視・指導の強化が必要となっています。

そのために、この行動計画では、平成25年度から平成27年度までを対象期間として、第3章に掲げる食の安心・安全に向けた取組を、府民参画と協働により進めます。

こうした取組を通じて、府民の食に対する安心感を高めます。

具体的には、次の4点を中心とした取組を進めていきます。

1 放射性物質に対する食品安全管理体制の強化

食の安心確保のため、流通食品・府内産農林水産物のモニタリング検査を継続するなど放射性物質に対する安全管理体制を強化するとともに、消費者への的確な情報提供や、関係団体と連携したリスクコミュニケーションなどにより放射性物質の食品への影響についての理解促進に努めます。

2 食の信頼感向上に向けた情報提供の強化と府民参画の拡大

ホームページや広報紙などの広報媒体の活用や報道発表による府民目線での情報提供や消費者団体と生産者団体・事業者団体等との意見交換会の開催などにより、府民との情報共有を図るとともに、食品表示を監視する食の安心・安全協働サポーターとの連携など府民参画を広げていきます。

また、府民が食について学ぶ機会の充実とともに、未来を担う子どもたちを対象に、農と教育が一体となった体験型の食育を積極的に推進します。

3 監視・指導・検査の強化

輸入食品における農薬や添加物の不適切な使用等に係る検査や国内の食品製造、販売施設等の監視、指導、検査により食品の安全性を担保するとともに、流通食品の適正表示を徹底するため、食品表示パトロールや科学的検査による効果的な監視、指導の強化と相談窓口の充実等を図ります。

また、BSE、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜防疫対策を徹底します。

4 安心・安全の基盤づくり

食品が生産・製造される段階で安全性を高め、消費者の食品に対する信頼感が向上するよう、農産物の生産工程管理手法（GAP）や京都こだわり農法、加工食品の品質管理向上と情報提供など生産者・事業者の取組を支援し、その取組状況を積極的に情報発信します。



第3章 食の安心・安全に向けた取組の展開

1 放射性物質に対する食品安全管理体制の強化

食の安心・安全を一層確かなものにするため、原発事故に伴い緊急的に行っているモニタリング検査による流通食品・府内産農林水産物の監視を継続します。

さらに、国や関係機関の情報収集に努め、状況の変化に応じて機動的に検査等の対応を行うなど放射性物質に対する安全管理体制を強化します。

併せて、消費者の正しい理解促進のため、リスクコミュニケーションなどを強化し、専門家の講演会や意見交換会、府職員の出前語らいなどにより、きめ細かく、分かりやすい情報提供に努めます。

(1) 放射性物質に対する安全管理体制の強化

国と関東・東北などでの産地検査に加え、府内に流通する食品について、安心感の向上のための検査を、加工食品や子どもが日常的に口にする食品を中心に、定期的実施します。

府内産の農林水産物について、風評被害を未然に防ぐため、米、野菜、茶、原乳、水産物等府内の主要な農林水産物についても、出荷時期、産地毎のモニタリング検査を実施します。

なお、流通食品、府内産農林水産物ともに、平成23年度途中に検査体制を整備し、増加させた検体数を維持します。

また、庁内関係部局によるプロジェクトチームを設置し、国や関係機関・自治体等からの情報収集に努め、必要により専門家の指導・助言も得ながら、状況の変化に応じて機動的に検査対応します。



流通食品の放射性物質検査



府内産農林水産物の放射性物質検査

(※ 次のページに続きます)

数値目標

取 組	現 状 (H23年度実績値)	目 標 (H27年度)
流通食品の放射性物質検査（検体/年）	1 2 7 (H24年度見込300)	3 0 0
府内産農林水産物の放射性物質検査（検体/年）	3 4 5 (H24年度見込400)	4 0 0

【数値目標の考え方】

◇流通食品の放射性物質検査

加工食品や子どもが口にする食品を中心に、流通状況を考慮し、専門家の意見を聞きながら、引きつづき検査します。(H24年度見込数を継続実施)

◇府内産農林水産物の放射性物質検査

府内主要農産物50品目を、出荷時期、地域ごとに産地検査します。(H24年度見込数を継続実施)

(2) 放射性物質に関するリスクコミュニケーション等の強化

食品の放射性物質検査結果については、速やかに京都府ホームページ等で公表するなど、食品安全に関する情報発信の強化に努めます。

リスクコミュニケーションを推進するため、関係団体とも連携を図りながら専門家による講演会や意見交換会を開催するなど、放射性物質に関する知識の普及を図り、消費者の正しい理解の促進に努めます。

また、「出前語らい」など地域の学習会に府職員を積極的に派遣します。



放射性物質に関するリスクコミュニケーション

(※ 次のページに続きます)

数値目標

取 組	現 状 (H23年度実績値)	目 標 (H27年度)
放射性物質に関するリスクコミュニケーション、講演会、意見交換会の開催（回/年）	5	10

【数値目標の考え方】

府内5か所で2回ずつ開催します。

2 食の信頼感向上に向けた情報提供の強化と府民参画の拡大

食の安心・安全に関する情報公開の徹底と多様な広報媒体を活用した府民各世代への効果的な情報提供に加え、専門家の講演会や意見交換会、府職員の出前語らいなど双方向で情報・意見を交換するリスクコミュニケーションを強化します。

併せて、メールマガジンの充実や府民が食について学ぶ機会の増加に努め、子どもの頃から食品の安全性に関する知識を学ぶ食育を積極的に推進します。

また、リスクコミュニケーションなどの取組を消費者団体と連携して実施するとともに、府民との意見交換会、府民と連携した食品表示監視など府民参画を推進します。

(1) 情報提供の強化

府民にきめ細かに情報提供するため、ホームページ、広報紙の活用、記者発表だけでなく、WEB媒体、講演会、意見交換会などを市町村等とも連携を図り、情報内容・対象者に適した効果的な媒体により、戦略的に広報・情報提供します。

このため、①食品等の検査結果や農薬に係る立ち入り検査の結果を定期的に公表、②府の施策・取組を分かりやすく写真や図表等も使い毎月情報提供するほか、国や関係団体の情報、食の安心・安全に係る身近な情報を発信する府のホームページ、メールマガジンの充実、③府民に関心の高いテーマについて、講演会や意見交換会等の実施、④府の取組をきめ細かく説明し、意見交換する府職員による「出前語らい」等の実施、

(※ 次のページに続きます)

⑤広告ちらし等を活用して食品の安全性に関する情報を提供する「情報提供店」の増加、⑥見学できる農業施設や食品工場等の情報を登録し、積極的に紹介、⑦府の試験研究機関において開発した食の安心・安全に関する成果の情報提供、⑧子ども向け情報提供をホームページ等で実施します。

また、広報・情報提供の取組について、府民アンケート等により、毎年度チェックの上、府民目線に立った情報提供となるよう見直していきます。




「食の安心・安全きょうと」のトップページ

きょうの食品まめ知識 見てね!

期限表示について

期限表示が必要な食品には、「消費期限」もしくは「賞味期限」が表示されています。期限表示とともに表示されている「保存方法」を正しく守った食品（開封前）の品質を保証しています。

- ・消費期限
急速に品質が劣化しやすい食品に、衛生上の危害が生じる恐れのない期間が表示されている。
(例：弁当、そう菜など)
- ・賞味期限
品質の劣化が比較的遅い食品に、食品の品質の保持が十分に可能な期間が表示されている。
(例：バター、カップ麺など)
※賞味期限は、期間を過ぎてもすぐに食べられなくなるわけではないため、およその目安としてください。

 暑い季節ですので、開封後も開封後も、食品の劣化には十分注意してください。

京都府農林水産部食の安心・安全推進課
TEL : 075-414-5654
URL : <http://www.pref.kyoto.jp/shoku-anshin/index.html>

きょうの食品まめ知識 見てね!

冬になるとよく耳にする「ノロウイルス」ってどのようなもの？

発生時期は？
ノロウイルスによる感染性胃腸炎や食中毒は、一年を通して発生していますが、11月くらいから発生件数は増加しはじめ、12～翌年1月が発生のピークになる傾向があります。

感染源や症状は？
ノロウイルスは手指や食品などを介して、経口で感染し、ヒトの腸管で増殖し、おう吐、下痢、腹痛などを起こします。健康な方は軽症で回復しますが、子どもやお年寄りなどでは重症化したり、吐ぶつを繰り返して氣道に詰まらせて死亡することがあります。

治療法はありますか？
ノロウイルスについてはワクチンがなく、また、治療は輸液などの対症療法に限られます。下痢止め薬は、病気の回復を遅らせることがあるので使用しないことが望ましいとされています。

予防法は？
・食事の前やトイレの後などには、必ず手を洗きましょう。
・特に、子どもやお年寄りなど抵抗力の弱い方は、加熱が必要な食品は中心部までしっかり加熱して食べましょう。また、調理器具等は使用後に洗浄、殺菌しましょう。
・下痢やおう吐等の症状がある方は、食品を直接取り扱う作業を控えましょう。
出典：ノロウイルスに関するQ&A(厚生労働省)

京都府農林水産部食の安心・安全推進課
TEL : 075-414-5654
URL : <http://www.pref.kyoto.jp/shoku->

「きょうの食品まめ知識」を広告ちらし、企業HP等で情報提供

(※ 次のページに続きます)

数値目標

取 組	現 状 (H23年度実績値)	目 標 (H27年度)
府ホームページにおいて、府の施策・取組を写真、 図表を使い紹介（回/年）	—	1 2
府民に関心の高いテーマについて講演会等による情 報提供（回/年）	—	1 2
広告ちらし等を活用する「情報提供店」（店）	1 3 6	3 0 0

【数値目標の考え方】

◇府ホームページにおいて、府の施策・取組を写真、図表を使い紹介

毎月ホームページを更新し、最新の情報を紹介します。

◇府民に関心の高いテーマについて講演会等による情報提供

府内各地で開催し、きめ細かい情報を提供します。

◇広告ちらし等を活用する「情報提供店」

情報提供店舗数を増やしていくことにより、食の安心・安全に関する情報をより多くの方に届けます。

（２）リスクコミュニケーション等の強化

ア リスクコミュニケーションの強化

消費者、食品関連事業者等が相互に情報や意見を交換し、食の安心・安全の取組をともに考えるリスクコミュニケーションを活発に進めていくことにより、府民は食に関する正しい知識を身に付け、食品関連事業者は安全な食品の生産や製造に取り組み、双方がお互いを理解しあう気持ちさをさらに醸成します。

このため、食の安心・安全に関するリスクコミュニケーションについて、府民にとって関心の高いテーマを中心に課題を明確にし、戦略的に計画・推進します。併せて消費者団体等とも連携して取組を広げていきます。

さらに、リスクコミュニケーションの担い手となるリスクコミュニケーター（注）の育成と活動の支援などにより、各地域で効果的にリスクコミュニケーションを実施します。

（※ 次のページに続きます）

(注) リスクコミュニケーター

消費者、食品関連事業者等の相互理解を深めるリスクコミュニケーションにおいて、意見や論点を明確にし、相互の意思疎通を円滑にする役割を担う人材のことです。

数値目標

取 組	現 状 (H23年度実績値)	目 標 (H27年度)
リスクコミュニケーションの開催回数 (回/年)	10	17
(テーマ：放射性物質以外	5	7
テーマ：放射性物質 再掲	5	10
リスクコミュニケーターの人数 (人)	24	50

【数値目標の考え方】

◇リスクコミュニケーションの開催回数

放射性物質以外：地域ごとのリスクコミュニケーションを京都市内で3回、他の地域で各1回（計4回）開催します。

放 射 性 物 質：府内5か所で2回ずつ開催します。（再掲）

◇リスクコミュニケーターの人数

リスクコミュニケーターの人数が増加するよう育成に努め、その活動を支援することにより、各地域で府民参画による効果的なリスクコミュニケーションを実施します。



リスクコミュニケーション



リスクコミュニケーター育成研修

イ きょうと食の安心・安全フォーラムや意見交換会の開催

生産者団体、消費者団体と京都府で構成する「きょうと食の安心・安全フォーラム実行委員会」の主催で、きょうと食の安心・安全フォーラムを開催し、「きょうと信頼食品登録制度」登録事業者が、加工食品生産の取組について説明し、試食を交えながら事業者と消費者の交流・意見交換を行います。

さらに、各地域でも、消費者、生産者、食品関連事業者による意見交換会を開催し相互理解を進めます。

数値目標

取 組	現 状 (H23年度実績値)	目 標 (H27年度)
消費者、生産者等との交流・意見交換 (回/年)	4	5
きょうと食の安心・安全フォーラムの開催	1	1

【数値目標の考え方】

◇消費者、生産者等との交流・意見交換

府内5か所で年1回ずつ開催します。

◇きょうと食の安心・安全フォーラムの開催

毎年1回、きょうと食の安心・安全フォーラムを開催し、消費者と事業者の相互理解を深めます。



消費者との交流・意見交換



きょうと食の安心・安全フォーラム

(3) 食育を通じた食品の安全に関する知識の向上

食育を通じて、安全な食品など「食」に関する知識と「食」を選択する力を身につけ、健全な食生活が実現できるよう、各世代に応じた取組を進めます。

特に、子どもたちが農作業等を通じて「食」や命の大切さ、農業の重要性が学べる「きょうと食農体験農場」の開設支援・登録と、農作業や調理などの体験を体系的に指導できる「きょうと食いく先生」の認定を推進するなど農と教育が一体となった体験型の食育を推進します。

また、住民に最も身近な地域での食育が充実するよう、市町村の食育推進計画策定を推進するとともに、取組を支援します。



親子研修会で配布したパンフレット



きょうと食いく先生認定式
(平成24年12月21日)

数値目標

取 組	現 状 (H23年度実績値)	目 標 (H27年度)
食育推進計画作成市町村数	15	26
親子研修会等の開催回数(回/年)	3	5
きょうと食農体験農場の登録数	0	20
きょうと食いく先生の認定数(人)	0	100

(※ 次のページに続きます)

【数値目標の考え方】

◇食育推進計画作成市町村数

全市町村の食育推進計画策定を目指します。

◇親子研修会等の開催回数

できるだけ多くの府民の皆様に参加していただけるよう府内5か所、各1回開催することを目標にしています。

◇きょうと食農体験農場の登録数

府内5地域でバランスよく開設されるよう、4農場ずつ以上を目標としています。

◇きょうと食いく先生の認定数

府内5地域でバランスよく人材確保できるよう、20名ずつ以上を目標としています。

(4) 府民参画の推進

ア きょうと食の安心・安全協働サポーターとの連携

府民公募の「きょうと食の安心・安全協働サポーター」(注)と協働して食の安心・安全の取組を推進します。具体的には、日常生活の中で見つけた食品表示欠落などの府への情報提供、食の安心・安全に関する情報の身近な人への提供、府が実施するアンケート調査等や府の施策に対する意見提出など府民参画の取組に協力していただきます。

また、府民参画を更に推進するため、現在行っている食品表示や食に関する研修会を充実し、市町村と連携して「きょうと食の安心・安全協働サポーター」のスキルアップを図ります。

(注) きょうと食の安心・安全協働サポーター

京都府内に居住し、通勤し、若しくは通学する個人で、希望する方を、基礎的な講習を受けていただいた上で、府が「きょうと食の安心・安全協働サポーター」として登録しています。

数値目標

取 組	現 状 (H23年度実績値)	目 標 (H27年度)
食の安心・安全協働サポータースキルアップ研修会 開催(回/年)	—	5

(※ 次のページに続きます)

【数値目標の考え方】

府内5か所で1回ずつ開催することを目標にしています。



京都府くらしの安心推進員
(食の安心・安全協働サポーター)
のマーク



食の安心・安全協働サポーター養成研修

イ 消費者団体との意見交換会の開催

消費者の意見を府の施策、取組に反映させるため、消費者団体との意見交換会を開催します。



消費者団体との意見交換会

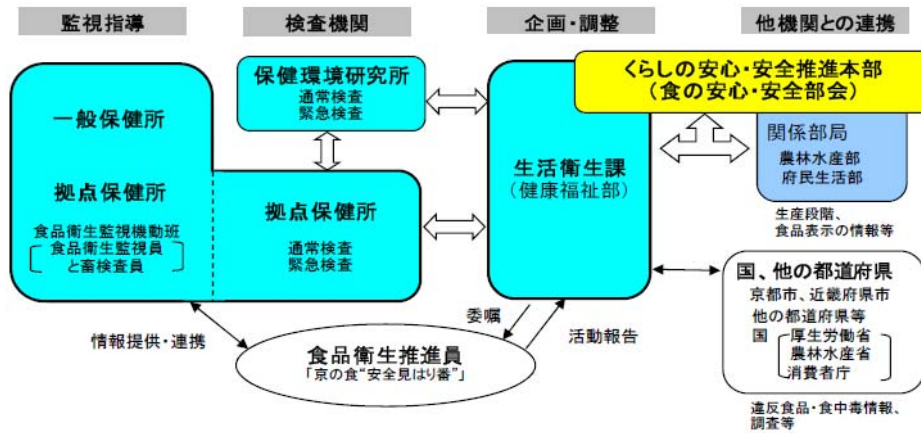
数値目標

取 組	現 状 (H23年度実績値)	目 標 (H27年度)
府の施策、取組に関する消費者団体との意見交換会 開催回数 (回/年)	2	4

【数値目標の考え方】

概ね四半期ごとに1回ずつ意見交換会を開催し、府の施策や取組に反映します。

ウ 府民の意見を反映した食品衛生監視指導計画
 重点的かつ効果的できめ細かな監視・指導を実施するための食品衛生監視指導計画に府民の意見を反映し、充実した内容の計画を策定します。



食品衛生監視指導計画の実施体制

3 監視・指導・検査の強化

生産から消費までの一貫した監視、指導及び検査を、京都府の関係機関で構成する「京都府くらしの安心・安全推進本部」で情報共有、連携して実施します。

また、輸入食品、食品添加物など食品衛生に関する監視の継続に加え、生食用食肉などリスクの高い食品については、専門家の意見も聞きながら監視・指導、啓発を強化します。

食品に適正な表示がされるよう、事業者向け講習会の開催や相談窓口の充実、食品表示パトロール等での科学的検査を強化し、効果的な監視を行います。

さらに、BSE、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜防疫の対策を徹底します。

(1) 健康被害防止への対応

ア 食の安心・安全に関する事案への機動的対応

府内で食の安心・安全を脅かす可能性がある事案が生じた場合には、京都府の関係機関で構成する「京都府くらしの安心・安全推進本部」の緊急連絡網により速やかに情報共有し、関係部局が連携して初動対応します。

また、国や関係自治体等と連携し、迅速な対応により健康被害防止・再発防止に努めます。

イ 食の安心・安全に関わる情報の共有と関係機関との連携

京都府で把握した食の安心・安全に関する情報については、消費者庁等へ提供するとともに、関係部局で共有します。

内容に応じて市町村、関係機関、府民等へ周知するとともに、必要に応じて関係省庁、都道府県、市町村と連携して監視、指導等を行い、食に関する消費者への被害が最小限となることを目指した取組を進めます。

国（近畿農政局等）や近隣府県等関係機関と定期的に打ち合わせを行い情報を共有します。

(2) 食品衛生管理対策

ア 生産段階

農産物については、農薬の販売業者や使用者を対象とした立入検査を実施し、農薬の適正管理と無登録農薬等の流通防止のための監視・指導を実施します。

また、肥料生産業者等を対象とした立入検査を実施します。

畜産物については、畜産農家を対象とした巡回監視・指導を実施するとともに、家畜伝染病予防法に基づく検査により、家畜伝染病の予防対策を実施します。

水産物については、貝毒による食中毒を防止するため、原因となるプランクトンの生息状況等を調査し、水産物の安全性について監視・指導を実施します。

(※ 次のページに続きます)



畜産農家の巡回指導



牛海綿状脳症（BSE）検査

数値目標

取 組	現 状 (H23年度実績値)	目 標 (H27年度)
農薬使用者に対する使用実態調査 (件/年)	34	120
肥料生産業者に対する立入検査数 (件/年)	5	5
家畜伝染病予防法に基づく検査実施頭羽数(千頭羽/年)	20	20
貝毒プランクトンの監視調査件数 (件/年)	20	20

【数値目標の考え方】

◇農薬使用者に対する使用実態調査

府内5地域で24件ずつ調査を行います。

◇肥料生産業者に対する立入検査数

府内5地域で1件ずつ立入検査を行います。

◇家畜伝染病予防法に基づく検査実施頭羽数

家畜伝染病予防法に基づく牛、豚、鶏等対象となる家畜の定期検査の頭羽数を目標にしています。

◇貝毒プランクトンの監視調査件数

周年監視 (1回/月)

1ヶ所=12回

重要養殖貝出荷時期 (4~7月 1回/月)

2ヶ所= 8回

合計 20回



プランクトンの調査

イ 流通段階

(ア) 食品

府内で流通する食品（輸入食品含む）等の放射性物質、残留農薬食品添加物、微生物等の収去検査に当たっては、食品に対する不安や食品事故も考慮して実施します。

また、広域的に大量に流通する食品製造施設や総合衛生管理製造過程承認施設（HACCP施設）（注）等、特に衛生管理が必要な食品を取り扱う施設を対象に、食品衛生監視機動班を編成してきめ細かに監視・指導を実施し、食品事故や違反食品の未然防止を図ります。

食中毒を予防するため、府民や事業者等を対象に、食中毒予防講習会や研修会等を実施します。特に食中毒の発生しやすい夏期の食中毒予防推進期間や年末の一斉取締期間中には、より集中的な食品衛生監視・指導を実施し、食中毒注意報の発令等により、市町村や事業者等に注意喚起を行います。

食中毒が発生した場合には緊急検査を実施して原因を究明し、健康危害を防止します。

（注）総合衛生管理製造過程承認施設（HACCP施設）

製造工程の各段階で発生する危害を分析し、その中でも、極めて重要な危害の発生を防止できるポイントを重要管理点として定め、重点的に管理することにより、製造工程全般を通じて製品のより一層の安全性を確保する手法を導入している施設。



残留農薬検査



食品衛生講習会

（※ 次のページに続きます）

数値目標

取 組	現 状 (H23年度実績値)	目 標 (H27年度)
食品等の収去検査検体数（検体／年）	750	750
食品衛生監視機動班による立入検査回数（件／年）	40	40

【数値目標の考え方】

◇食品等の収去検査検体数

食品に対する不安や食品事故を考慮し、専門家の意見を聞きながら継続して検査します。

◇食品衛生監視機動班による立入検査回数

大規模食品製造施設、HACCP施設、大規模食鳥処理施設、と畜場等を対象に実施します（南部20回、中部10回、北部10回）。

(イ) いわゆる健康食品

「いわゆる健康食品」等の販売広告（インターネット販売を含む。）や店舗の監視を行い、医薬品的な効能効果を標榜するなど薬事法違反が疑われる不適正な広告や違法ドラッグを確認した場合は広告内容の削除、販売の中止等の指導を実施します。（無承認無許可医薬品の販売の監視）

数値目標

取 組	現 状 (H23年度実績値)	目 標 (H27年度)
無承認無許可医薬品の監視（インターネットを含む。） 件数（件／年）	842	1,000

【数値目標の考え方】

第2次行動計画で21年度実績427件の2倍に強化した目標を維持します。

(3) 適正な食品表示対策

府内の食品関連事業者を対象とした食品表示講習会を開催するとともに、各業種別の食品表示指導者を活用し、食品表示の適正化とコンプライアンス（法令順守）に関する意識向上に向けた取組を推進します。

なお、食品表示パトロールを計画的に実施して指導、啓発を行うとともに、外観上では判別できなかった品目の産地や品種の判別等が可能となる科学的検査も用いて監視を強化します。

また、監視・指導にあたっては「京都府くらしの安心・安全推進本部」により、食品表示担当部局、警察本部等が連携して対応します。

さらに、国における食品表示の制度改正等に対応しながら、食品表示110番と関係法令所管課でプロジェクトチームを設置し、連携強化の上府民、食品関連事業者へのきめ細かな相談対応を目指します。

数値目標

取 組	現 状 (H23年度実績値)	目 標 (H27年度)
事業者向け食品表示講習会の開催（回/年）	—	5
食品表示指導者数（人）	37	50
食品表示における科学的検査の実施（検体/年）	21	30
巡回調査における適正表示の割合（%）	82	90

【数値目標の考え方】

◇事業者向け食品表示講習会の開催

府内5か所で1回ずつ開催することを目標としています。

◇食品表示指導者数

食品表示の適正化とコンプライアンス（法令順守）に関する意識向上に向け、25業種で2名ずつに増やすことを目標としています。

◇食品表示における科学的検査の実施

産地偽装事件の発生などの状況に応じて、検査を行うことが効果的と考えられる食品について、3品目10検体程度の検査を実施します。

◇巡回調査における適正表示の割合

名称や原産地などが表示されている商品数が80%以上の店舗の割合を、平成26年度までに90%以上とします。（「農林水産京カプラン」）

（※ 次のページに続きます）



事業者向け講習会



食品表示の巡回調査

(4) 家畜伝染病の予防対策の徹底及び監視体制の確保

高病原性鳥インフルエンザの発生防止のため、養鶏農家等への巡回指導を実施するとともに、大規模な養鶏農家におけるウイルス分離検査や抗体検査による侵入防止を監視します。

口蹄疫の発生防止のため、牛、豚などの偶蹄類家畜を飼養する全農家を巡回指導します。

また、家畜伝染病を侵入させないように、京都方式のバイオセキュリティとして、畜産農場における家畜衛生管理を個別農場毎にきめ細かく指導、支援するとともに、万一に備えて、家畜伝染病に関する迅速な診断及び発生時の防疫体制を確保します。

数値目標

取 組	現 状 (H23年度実績値)	目 標 (H27年度)
全養鶏農家等(千羽以上)への巡回指導回数(回/年)	4	4
全養鶏農家等(千羽未満)への巡回指導回数(回/年)	1	1
養鶏農家モニタリング検査実施戸数	毎月12戸	毎月12戸
養鶏農家全戸鶏抗体検査実施回数(回/年)	4	4
牛、豚など飼養農家全戸への巡回指導回数(回/年)	1	1

(※ 次のページに続きます)

【数値目標の考え方】

◇全養鶏農家等(千羽以上)への巡回指導回数

四半期ごとに巡回指導することを目標にしています。

(対象：千羽以上飼養の養鶏農家 全63戸)

◇全養鶏農家等(千羽未満)への巡回指導回数

年1回巡回指導することを目標にしています。

(対象：千羽未満飼養の養鶏農家及び自家用家きん飼養者全戸(約960戸))

◇養鶏農家モニタリング検査実施戸数

各地域(京都山城、南丹、中丹、丹後)において、毎月3戸ずつ実施することを目標にしています。

◇養鶏農家全戸鶏抗体検査実施回数

年4回抗体検査することを目標にしています。

(対象：千羽以上飼養の養鶏農家 全63戸)

◇牛、豚など飼養農家全戸への巡回指導回数

年1回巡回指導することを目標にしています。

(対象：偶蹄類飼養農家 全255戸)



自家用家きん飼養者の巡回指導



鳥インフルエンザ検査のための採材



牛の伝染病検査



鳥インフルエンザの検査

4 安心・安全の基盤づくり

食品が生産・製造される段階で安全性を高め、消費者の食品に対する信頼感が向上するよう、農産物の生産工程管理手法（GAP）や京都こだわり農法などを実践する農家の拡大と生産情報の提供、農家による家畜伝染病対策の強化、加工食品の品質管理の一層の向上など生産者・事業者の自主的な取組状況を促進するとともに、その取組を積極的に情報発信します。

（１）安全な食品の生産・製造・加工及び流通の確保

ア 農産物

生産管理履歴の記帳推進を図り、情報の開示・提供に取り組むとともに、総合的病害虫・雑草管理（IPM）（注1）などによる病害虫防除に対する効果的かつ適正な農薬使用を指導します。

また、農業者自らが、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検などにより改善を行う農業生産工程管理手法（GAP）（注2）については、多くの農家が実践できることを基本に、普及センター等を通じて産地や生産者組織での普及に努め、推進を図るとともに、取組の高度化に伴って第三者機関によるGAP認証を目指す意欲的なモデル農家等の育成を図ります。

加えて、生産者団体による残留農薬の自主検査、違反発生時の対応マニュアルに基づく農産物の安全確保のための体制の充実を働きかけます。

また、農薬管理指導士を認定して農薬取扱者の資質の向上を図るとともに、農薬や化学肥料の使用量低減のための試験研究機関の成果を速やかに生産現場に普及します。

（注1）総合的病害虫・雑草管理（IPM）

耕種的、生物的、化学的、物理的な防除法をうまく組み合わせ、経済的被害を生じるレベル以下に作物の病害虫を減少させ、かつその低いレベルを持続させる病害虫管理の手法。これにより、病害虫による被害軽減にとどまらず、付加価値を持った生産物の提供や薬剤抵抗性問題軽減、農業環境の保全などを農家や消費者にもたらします。

（※ 次のページに続きます）

(注2) 農業生産工程管理手法 (GAP)

農業者自らが、(1) 農作業の点検項目を決定し、(2) 点検項目に従い農作業を行い、記録し、(3) 記録を点検・評価し、その改善点を見出し、(4) 次回の作付けに活用するという一連の「農業生産工程管理」(プロセスチェック)の手法。

数値目標

取 組	現 状 (H23年度実績値)	目 標 (H27年度)
GAP手法導入農家数(累計)(戸)	450	1,500
事業者による残留農薬自主検査【茶】(検体/年)	20	20
農薬講習会の開催数(回/年)	6	6
農薬管理指導士の認定者数(実人数)(人)	793	850

【数値目標の考え方】

◇GAP手法導入農家数

単年度当たり5産地、250名の増加を設定しています。

◇事業者による残留農薬自主検査【茶】

産地ごとに生産される茶種別に残留農薬分析を実施します。

◇農薬講習会の開催数

府内の農薬取扱業者及び農薬管理指導士が最新情報を維持できることを目標とします。

◇農薬管理指導士の認定者数

一定の認定者を確保し、適正使用による危害防止を目標としています。



GAP推進指導者の育成研修風景
(農場評価演習)



農薬管理指導士の講習会

イ 畜産物

国内外での家畜伝染病に関する情報の迅速な発信や毎月「10（テン）検の日」の取組により畜産農家における自主的な防疫意識を喚起するとともに、飼養衛生管理基準の順守による農場自らのウイルス侵入防止対策を支援します。

また、抗生物質など動物用医薬品の適正な使用やサルモネラなど食中毒原因菌対策を支援します。



「10（テン）検の日」：毎月10日に10項目を点検



畜舎を清潔に保ち
出入口に踏込消毒槽を設置

関係者以外の立入制限



ウ 水産物

水産養殖事業者への巡回指導を実施して動物用医薬品の適正な使用を徹底するとともに、販売事業者や水産加工事業所の役職員を対象とした講習会を開催します。

また、丹後とり貝などの二枚貝生産者に対して安全性の検査等を巡回指導します。

数値目標

取 組	現 状	目 標
	(H23年度実績値)	(H27年度)
水産養殖事業者の巡回指導件数 (件/年)	2 5	2 5
二枚貝生産者への巡回指導件数 (件/年)	1 5	1 5

【数値目標の考え方】

◇水産養殖事業者の巡回指導件数

給餌や動物用医薬品の適正使用について、府内の養殖業者（約40業者；この中には、河川等における養殖事業者を含みます。）を2年に一度、巡回指導することを目標にしています。

◇二枚貝生産者への巡回指導件数

トリガイ養殖（舞鶴、宮津及び久美浜）	4回/年×3ヶ所＝12回
イワガキ養殖	2回/年＝2回
その他貝類養殖	1回/年＝1回
	<u>合計 15回</u>



カキの検体採取



トリガイ生産者への巡回指導

エ 加工食品等

業種ごとに作成した「京の食品安全管理プログラム」を普及するとともに、食品関連団体等が実施する研修会に講師を派遣して安全性確保の意識の向上を図ります。

また、食品衛生推進員、食品衛生指導員が保健所と連携しながら、飲食店等の衛生管理状況を巡回点検し、事業者に対して指導・助言するほか、地域イベント等での啓発資料配付、相談受付などにより、府民に対して食中毒予防啓発を行います。

数値目標

取 組	現 状	目 標
	(H23年度実績値)	(H27年度)
食品衛生推進員又は食品衛生指導員による指導件数 (件/年)	5, 7 0 0	5, 7 0 0

【数値目標の考え方】

地域で営業する飲食店等に対して巡回指導・助言、イベントでの啓発、相談受付などを行います。



食品衛生推進員と連携した啓発活動(左)と巡回指導(右)の様子

オ 京のブランド産品等

京都こだわり農法によって生産され、おいしさと信頼の目印である「京マーク」が貼付された「京のブランド産品」の品目を拡大するとともに、情報提供を強化し、機能性や栄養に着目した需要の拡大を目指します。

また、「京のブランド産品」ではないものの同様の農法により生産された農産物について、学校や福祉施設への供給を促進したり、市場、直売所等を通じて消費の拡大を目指す取組を支援します。

京マーク



カ 学校給食

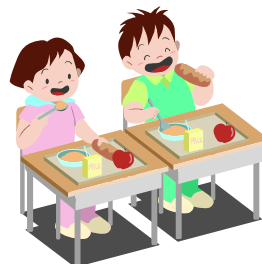
すべての学校給食調理場において、調理作業工程表及び作業動線図を作成・確認し作業に当たることにより、学校給食における食中毒の発生を防止します。

数値目標

取 組	現 状 (H23年度実績値)	目 標 (H27年度)
調理作業工程表及び作業動線図を整備している学校給食調理場の数 (か所)	63	176

【数値目標の考え方】

すべての学校給食調理場において、調理作業工程及び作業動線図を作成・確認し作業に当たることにより、学校給食における食中毒の発生を防止します。



(2) 安心感向上のための取組

ア 生産・製造情報の提供

(ア) 農産物

米と野菜について、トレーサビリティシステムが実施されており、農薬や肥料の使用状況を含めた生産履歴情報についてホームページで情報提供を行います。



米の栽培履歴が J A 全農京都のホームページから参照可能です

(イ) 畜産物

牛肉のトレーサビリティシステムの適正な運用に加え、生乳生産管理マニュアルの普及を促進し、衛生管理の徹底を指導します。

また、京都方式の鶏卵・鶏肉トレーサビリティシステム（注）についてより多くの小売店・府民に知っていただくため、啓発資材等を作成し、PR活動を行います。

(注) 京都方式の鶏卵・鶏肉トレーサビリティシステム

京都府では、安心・安全な鶏卵・鶏肉を消費者に届けるため、生産者・流通業者が一体となり、衛生管理水準の向上、情報開示、トレーサビリティシステムを組み合わせた独自の鶏卵・鶏肉の流通システムを導入し、「京都方式のトレーサビリティシステム」として推進しています。

(※ 次のページに続きます)

数値目標

取 組	現 状 (H23年度実績値)	目 標 (H27年度)
鶏卵・鶏肉トレーサビリティシステムPR活動 (回/年)	—	10

【数値目標の考え方】

鶏卵・鶏肉に関する府民の食の安心・安全を高めることが出来るよう、トレーサビリティシステムのPR活動を行います。

(ウ) 加工食品

府が定める水準の品質管理を行い、生産・製造情報を開示する事業者の食品を登録する「きょうと信頼食品登録制度」の登録事業者の増加及びレベルアップを図ります。

また、「きょうと信頼食品登録制度」の取組について府民への情報提供を強化します。



「きょうと信頼食品登録制度」のパンフレット

(※ 次のページに続きます)

数値目標

取 組	現 状 (H23年度実績値)	目 標 (H27年度)
きょうと信頼食品登録制度においてワンランク上の品質管理プログラムを策定する業種の数	—	10
きょうと信頼食品登録制度において現行の品質管理プログラムにより登録する事業所数(店)	52	80
ワンランク上の品質管理プログラムにより登録する事業所数(店)	—	10

【数値目標の考え方】

◇きょうと信頼食品登録制度においてワンランク上の品質管理プログラムを策定する業種の数

事業者がワンランク上の品質管理にスムーズに取り組めるよう、業種ごとのプログラムづくりを着実に進めます。

◇きょうと信頼食品登録制度において現行の品質管理プログラムにより登録する事業所数

一定水準の品質管理を行う事業所数を増やしていくことにより、京都で生産・製造される食品の安心感を高めます。

◇ワンランク上の品質管理プログラムにより登録する事業所数

事業者の品質管理水準の向上をサポートし、ワンランク上の品質管理を行う事業所を増やしていきます。

イ 技術の開発と普及

食の安心・安全や地産地消、健康志向など消費者の関心の高まり、し好の多様化が進んでいる状況を踏まえ、農薬や化学肥料の使用量の削減、身体に良い機能性成分の探索など、府内産農林水産物の安心感と信頼感の向上につながる技術開発と普及を目指します。



農薬散布の削減に結びつく天敵利用技術の開発と普及

ウ 大学との連携

府民の安心度向上を図るため、京都にある大学の食品・栄養学、農学等の学部や研究室と連携して、府民・学生に対して食の安心・安全に関する知識の普及に努めます。

(3) 環境に配慮した食品生産等

ア 農産物

米や野菜については土づくりを基本に、農薬や化学肥料の使用量を削減する栽培技術を積極的に導入する農家を支援し、京都こだわり農法（注）の取組面積やエコファーマーの認定件数、特別栽培米の栽培面積を増やします。

また、茶については、全戸が生産履歴の記帳を行っているところですが、茶生産団体へ農薬や化学肥料の使用を抑えたより環境に配慮した茶栽培の推進について啓発していきます。

さらに、適正施肥のための土壌分析を行うとともに、環境にやさしい技術の効果の確認等のため実証ほを各地に設置し、技術の普及を促進します。

（注）京都こだわり農法

たい肥と有機質肥料による健康な土づくりや輪作を基本とする京都の伝統的な栽培方法と天敵の利用など新しい技術を組合わせた減農薬、減化学肥料栽培を実践する京都独自の生産方式です。

数値目標

取 組	現 状 (H23年度実績値)	目 標 (H27年度)
京都こだわり農法取組面積 (ha)	409	460
エコファーマー認定件数 (件)	992	1,400
特別栽培米の栽培面積 (ha)	794	1,000

(※ 次のページに続きます)

【数値目標の考え方】

◇京都こだわり農法取組面積

平成23年度の出荷量（2,265 t、409ha）を、平成27年度までに100 t 増加するために必要な面積を年度ごとに按分しています。

◇エコファーマー認定件数

平成23年度実績を基準に、国の政策目標（平成26年度の累積新規認定件数34万件）を勘案し、京都府シェアを維持する数値を目標としています。

◇特別栽培米の栽培面積

水稲生産量のうち、一般流通米の2割程度の栽培面積を目標として設定しています。



エコファーマーの生産した
農産物に表示できる
「エコファーマーマーク」

化学肥料・農薬の使用を
地域慣行の5割まで削減した
「特別栽培米」



イ 畜産物

飼料用米の利用が進む鶏卵生産に加え、養豚等にも拡大させるとともにアニマルウェルフェアにも配慮した家畜の飼養環境の改良を進めます。



アニマルウェルフェアに配慮した鶏舎の改修事例（自然光を取り入れるように改修）

ウ 水産物

水産養殖事業者に対して、適正な養殖密度による管理が行われるよう巡回指導を実施します。

数値目標

取 組	現 状 (H23年度実績値)	目 標 (H27年度)
水産養殖事業者の巡回指導件数 (件/年)	25	25

【数値目標の考え方】

適正な養殖管理が行われるように、府内の養殖業者（約40業者；この中には、河川等における養殖事業者を含みます）を2年に一度、巡回指導することを目標としています。



府内養殖事業者の巡回指導

エ 食品製造

リサイクルの推進を行っている事業所をエコ京都21に認定・登録し、環境に配慮した食品生産の取組を推進します。

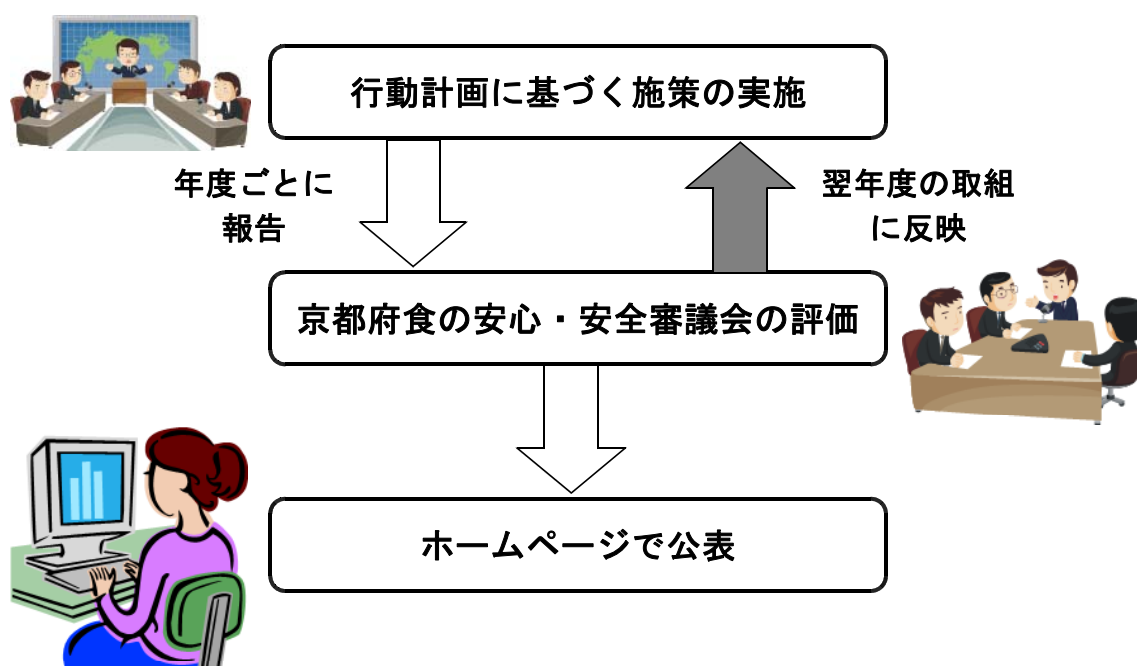
「エコ京都21」のロゴマーク



第4章 行動計画の管理・公表

条例に基づいて、毎年度、食の安心・安全行動計画に基づく施策の実施状況を取りまとめて、京都府食の安心・安全審議会の評価を得た上で、ホームページ等で公表します。

京都府食の安心・安全審議会の評価は、翌年度の取組に反映させます。



行動計画の管理・公表

— m e m o —

参 考 資 料

- ・ 京都府食の安心・安全推進条例
- ・ 過去の行動計画の実施状況と課題
- ・ 用 語 集

京都府食の安心・安全推進条例の概要

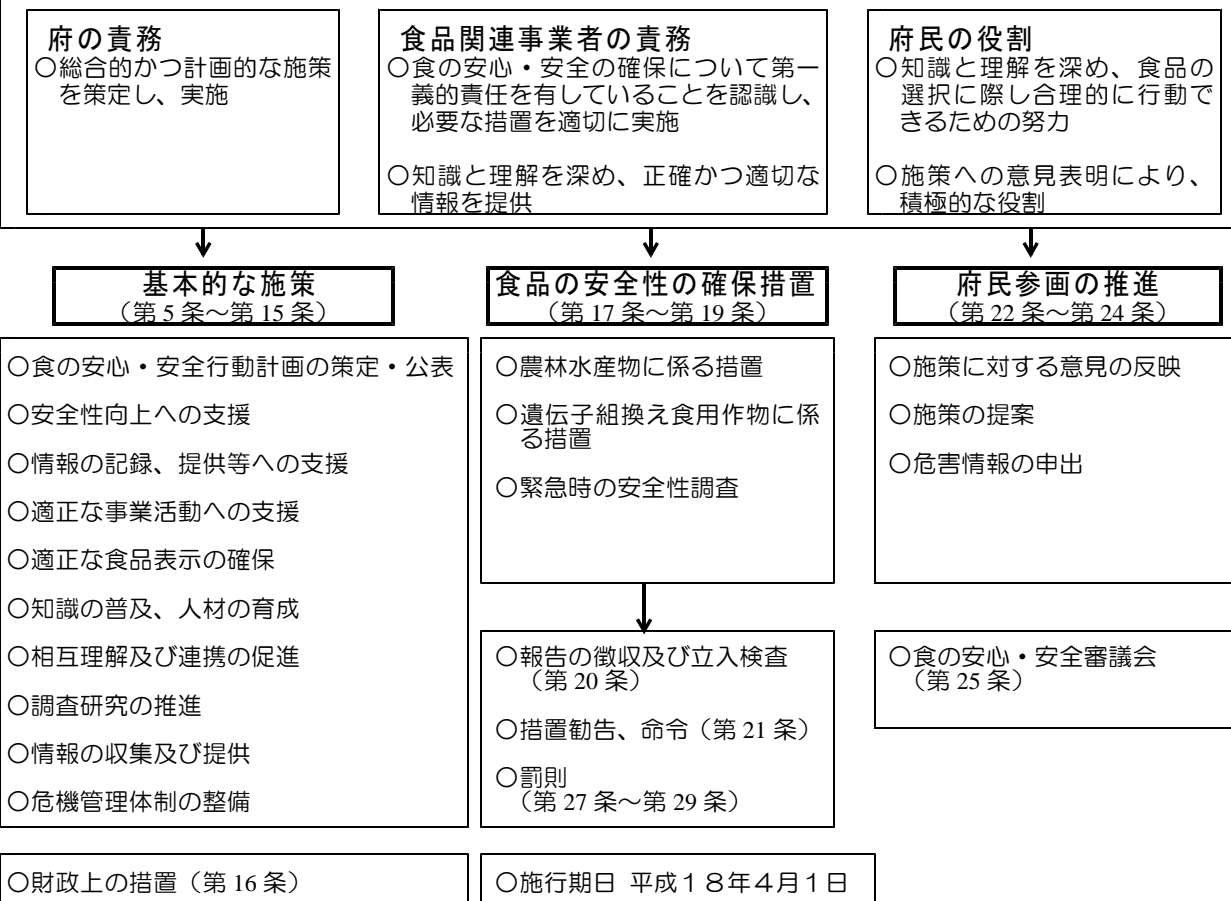
条例制定の背景・目的（前文）

- 食は、命と健康を支え、人が生きていく上での基本。健康を維持するために、食の安全性の確保は不可欠で、その安全性を信頼し、安心感を得て初めて健やかな食生活を営むことができる。
- 食の安全性を脅かし、安心感を損なう事態が相次ぐ中で、この事態に対処し、食の安心・安全を確保することは府民共通の願い。
- 京都は、優れた農林水産物や多彩な加工食品の生産地であるとともに、国際的な観光都市を有する消費地としての顔を持ち、歴史と伝統に培われた世界に誇る食文化を継承し育ててきた。
- 今、この京都において、食の安心・安全をより高い水準で確保するため、食に関する情報を共有し、協力しながら、施策と取組を推進していくことが必要。
- このような認識の下、食の安心・安全の確保についての基本理念を明らかにするとともに、府、食品関係事業者及び府民がその責務又は役割を果たすことにより、食の安心・安全の確保に関する施策及び取組を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の府民の健康の保護に寄与。

条例の基本理念（第1条）

- 府民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識
- 生産から消費に至る行程の各段階に応じて必要な措置を適切に実施
- 科学的知見に基づき、食品による健康への悪影響を未然に防止
- 府及び食品関連事業者における積極的な情報の公開と共有化
- 府、食品関連事業者及び府民の相互理解と協力
- 環境に及ぼす影響に配慮

府、食品関連事業者、府民の責務と役割（第2条～第4条）



京都府 食の安心・安全推進条例のあらまし



府民参画と協働により
「食」の安心・安全対策を進めます

京都府

これまでは

安全な食品とわかっていても
なにか不安だな…

もっと食品の生産・流通の
情報があれば安心だけど…



BSE (牛海綿状脳症) や
残留農薬などが心配だな…

食品の表示は
正しいのかしら…

条例を制定しました!!

- ◎情報公開を徹底します! ◎生産から消費まで一貫した食の安心・安全対策に取り組みます!
- ◎食品の安全性を確保するための3つの措置を行います! ◎府民参画を促進します!
- ◎食の安心・安全審議会を設置します! ◎みんなで食の安心・安全を支えます!

※詳しくは、ページをめくって御覧ください。

これからは



**府民の健康保護が最も重要であるという基本的認識の下に、
食の安心・安全の確保に関する取組を進めます。（前文、1条）**

情報公開を徹底します!

情報が公開されると、
食品の安全性が分かるので、
安心できるわね!



基本理念に積極的な情報公開
を明記しました。

府・食品関連事業者の情報提供を進めるとともに、情報の共有化により食の安心・安全を確保します。(1条)

※食品関連事業者とは
農林漁業者、食品加工事業者、流通事業者など食品に携わる全ての事業者のことです。

情報提供が食品関連事業者の
責務であることを明記しました。

食品関連事業者は、正確で適切な情報を提供しなければなりません。(3条)

京都府

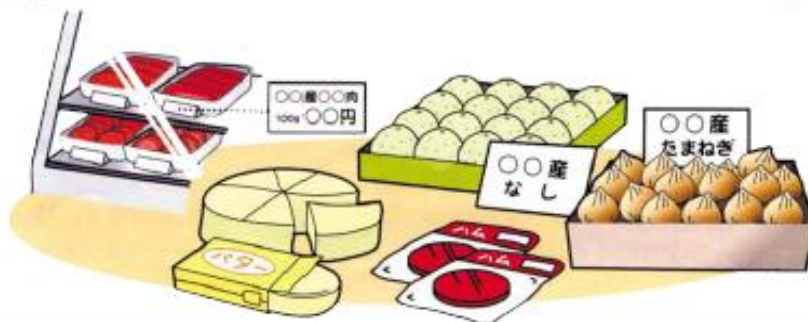
情報の記録、提供等への支援
を行います。

卵などで、生産・流通履歴が分かるトレーサビリティシステムの取組を進めます。(7条)

情報の収集・提供を促進します。

府は、府民に対する情報提供を積極的に行います。(13条)

食品等の適正な表示の確保に取り組みます。(9条)



生産から消費まで一貫した食の 安心・安全対策に取り組めます！

食品の安全性を
もっと高めよう！

府民にもっと
信頼してもらえるように
努力しよう！



食品関連事業者

食品関連事業者に対する 支援・啓発

安全性向上に取り組む食品関連事業者・食品を登録し、公表します。

安全性向上への支援を行います。

食品の品質管理手法である「京の食品安全管理プログラム」の普及などを行います。(6条)

食品の品質管理と生産情報の両方に関する基準を満たす食品関連事業者・食品を登録し、府民に情報提供します。(7条)

CSR(企業の社会的責任)の取組を支援します。

法令順守をはじめ、会社等の信頼を一層高める取組の啓発・支援を行います。(8条)



京都府

行動計画を策定し、生産から消費まで一貫した対策を行います。(5条)



京都府

食品の安全性を確保するための 3つの措置を行います!

農林水産物に関する措置

万一、禁止農薬等が使用された場合には、その農林水産物を流通させない措置をとるよう生産者に義務づけました。

(17条)

ワン!

京都府の農林水産物は
キッチリ管理されている
から安心だね。



遺伝子組換え作物に
ついては、安心対策をしっかり
行っていく必要があります。

ツー!

遺伝子組換え食用作物に関する措置

遺伝子組換え食用作物の栽培者に

- ①説明会等による周知
 - ②栽培計画の知事への報告
 - ③一般食用作物との交雑防止措置
- を義務づけました。(8条)

京都府



緊急時の安全性調査等

健康への悪影響が懸念される場合、未然に防止するための緊急措置を行います。(19条~21条)

スリー!

府民の健康保護を
最優先に考え、必要な措置を
行います。

京都府



府民参画を促進します!



みんなで考えよう、
取り組もう
食の安心・安全!

施策の提案

府民からの提案を検討します。
(23条)

施策に対する意見の反映

意見交換会などを開催し、府民の意見を施策に反映させます。
(22条)



京都府

しっかり聞きます!

すぐ調べます



京都府

危害情報の申出

食品の安全性や表示に問題がある場合、府民は申出ができます。
(24条)

食の安心・安全審議会を設置します!

- ◎府民・食品関連事業者の代表や学識経験者で構成します。
- ◎府の施策について調査・審議を行ったり、府に意見を述べたりします。
- ◎行動計画の実施状況を評価します。(25条)

もっと
食の安心・安全について
みんなで考えよう!



みんなで 食の安心・安全を 支えます！

食の安心・安全のために、
みんなが役割や責務を果たす
ことが大切だね！



府民の役割

- ◎知識と理解を深め、食品の選択に際し、合理的に行動できるよう努める。
- ◎施策への意見表明など積極的な役割を果たす。

(4条)

連携・交流を促進します (11条)

府の責務

- ◎総合的な施策を策定し、計画的に実施

(2条)

食品関連事業者の責務

- ◎食の安心・安全の確保について第一義的責任を有していることを認識し、必要な措置を適切に実施
- ◎正確かつ適切な情報の提供

(3条)

このパンフレットや条例に関するお問い合わせは

— 京 都 府 —

農林水産部食の安心・安全推進課

TEL:075-414-5654

FAX:075-414-4982

メールアドレス /shokuanzen@pref.kyoto.lg.jp

条例の詳しい内容は
京都府ホームページ (<http://www.pref.jp/shokupro/jourei.html>)
で御覧いただけます。

京都府食の安心・安全推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 食の安心・安全の確保のための基本的な施策（第5条—第16条）

第3章 食品等の安全性の確保（第17条—第21条）

第4章 府民参画の推進（第22条—第24条）

第5章 京都府食の安心・安全審議会（第25条）

第6章 雑則（第26条）

第7章 罰則（第27条—第29条）

附則

食は、命と健康を支え、人が生きていく上で基本となるものである。健康を維持するために、食の安全性を確保することは不可欠であり、私たちは、その安全性を信頼し、安心感を得てはじめて、健やかな食生活を営むことができる。現在、食の安全性を脅かし、食の安心感を損なう事態が相次いで発生しているが、これらの事態に対処し、食の安心・安全を確保することは、私たち共通の願いである。

京都は、優れた農林水産物や多彩な加工食品の生産地であるとともに、国際的な観光都市を有する消費地としての顔を持ち、歴史と伝統に培われた世界に誇る食文化を継承し、育ててきた。今、私たちは、この京都において、食の安心・安全をより高い水準で確保するため、食に関する情報を共有し、互いに協力しながら、食の安心・安全の確保に関する施策及び取組を推進していかなければならない。

このような認識の下に、食の安心・安全の確保についての基本理念を明らかにするとともに、府、食品関連事業者及び府民がその責務又は役割を果たすことにより、食の安心・安全の確保に関する施策及び取組を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の府民の健康の保護に寄与するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（基本理念）

第1条 食の安心・安全の確保は、府民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に必要な措置が講じられることにより、行われなければならない。

2 食の安心・安全の確保は、生産から消費に至る食品等の供給に係る行程の各段階に応じて必要な措置が適切に講じられることにより、行われなければならない。この場合において、「食品等」とは、食品（すべての飲食物（薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第1項に規定する医薬品及び同条第2項に規定する医薬部外品を除く。）をいう。以下同じ。）並びに添加物（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第2項に規定する添加物をいう。）、器具（同条第4項に規定する器具をいう。）、容器包装（同条第

5 項に規定する容器包装をいう。) 及び食品の原料又は材料として使用される農林水産物をいう。

- 3 食の安心・安全の確保は、科学的知見に基づき、食品による健康への悪影響を未然に防止する観点から必要な措置が講じられることにより、行われなければならない。
- 4 食の安心・安全の確保は、府及び食品関連事業者における食の安心・安全の確保に関する積極的な情報の公開並びに府、食品関連事業者及び府民における情報の共有を図ることにより、行われなければならない。この場合において、「食品関連事業者」とは、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第8条第1項に規定する食品関連事業者であつて、府内に事務所、事業所その他の事業に係る施設又は場所を有するものをいう。
- 5 食の安心・安全の確保は、このために必要な措置の実施に当たっては、府、食品関連事業者（前項に規定する食品関連事業者をいう。以下同じ。）及び府民が相互に理解し、協力することを旨として、行われなければならない。
- 6 食の安心・安全の確保は、環境に及ぼす影響を配慮した上で必要な措置が講じられることにより、行われなければならない。

（府の責務）

第2条 府は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食の安心・安全の確保に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、これを実施するものとする。

（食品関連事業者の責務）

第3条 食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、自らが食の安心・安全の確保について第一義的責任を有していることを認識し、食品による健康への悪影響を未然に防止するなど、食の安心・安全の確保に必要な措置を適切に講じなければならない。

- 2 食品関連事業者は、自らの事業活動に係る食品等（第1条第2項に規定する食品等をいう。以下同じ。）の特性に応じた食の安心・安全の確保に係る知識と理解を深めなければならない。
- 3 食品関連事業者は、自らの事業活動に係る食品等に関する正確かつ適切な情報を提供しなければならない。

（府民の役割）

第4条 府民は、食の安心・安全の確保に関する知識と理解を深め、食品の選択に際し合理的に行動できるよう努めるものとする。

- 2 府民は、食の安心・安全の確保に関する施策に対して意見を表明するよう努めることにより、食の安心・安全の確保に積極的な役割を果たすものとする。

第2章 食の安心・安全の確保のための基本的な施策

（食の安心・安全行動計画）

第5条 知事は、食の安心・安全の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画（以下「食の安心・安全行動計画」という。）を定めるものとする。

- 2 食の安心・安全行動計画は、食の安心・安全の確保に関する施策の目標及び内容について定めるものとする。
- 3 知事は、食の安心・安全行動計画を定めるに当たっては、府民及び食品関連事業者の意見を反映させるために必要な措置を講じるとともに、第25条第1項に規定する京都府食の安心・安全審議会（第6項及び次章において「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

4 知事は、食の安心・安全行動計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、食の安心・安全行動計画の変更について準用する。

6 知事は、毎年、食の安心・安全行動計画に基づく食の安心・安全の確保に関する施策の実施状況を取りまとめるとともに、当該実施状況について審議会の評価を得た上で、当該実施状況及び評価の内容を公表するものとする。

(安全性向上への支援)

第6条 府は、食品関連事業者による食品等の安全性に対する取組を促進するため、食品等の品質管理の水準を向上させるための方式の導入に対する支援その他の必要な施策を実施するものとする。

(情報の記録、提供等への支援)

第7条 府は、食品関連事業者による食品等に関する情報の適切な記録、積極的な提供等の取組を促進するため、技術的支援その他の必要な施策を実施するものとする。

(適正な事業活動への支援)

第8条 府は、食品関連事業者が関係法令を誠実に遵守し、事業活動その他の取組を通じて府民の信頼を一層高めるよう、適正な事業活動に係る啓発その他の必要な施策を実施するものとする。

(適正な食品等の表示の確保)

第9条 府は、適正な食品等の表示を確保するため、府民との連携による監視、食品関連事業者に対する指導、食品等の表示に係る制度の普及啓発その他の必要な施策を実施するものとする。

(知識の普及)

第10条 府は、食の安心・安全の確保に関する知識を普及するため、府民に対し、食品等の安全性、食品等の供給に係る行程等に関する学習機会の提供その他の必要な施策を実施するものとする。

(相互理解及び連携の促進)

第11条 府は、府民及び食品関連事業者が相互に理解を深め、食の安心・安全の確保に関する連携した取組が促進されるよう、交流機会の提供その他の必要な施策を実施するものとする。

(調査研究の推進)

第12条 府は、食の安心・安全の確保に関する調査研究を推進するとともに、その成果の普及啓発を行うものとする。

(情報の収集及び提供)

第13条 府は、食品等の安全性に関する最新の情報その他の科学的知見に基づく食の安心・安全の確保に関する情報の収集、整理、分析等を行い、府民及び食品関連事業者に対し、積極的な情報の提供を行うものとする。

(人材の育成)

第14条 府は、食の安心・安全の確保に関する専門的かつ実践的な知識を有する人材を育成するため、講習会等の開催その他の必要な施策を実施するものとする。

(危機管理体制の整備)

第15条 府は、食の安心・安全の確保に重大な影響を及ぼす事態を未然に防止し、又は当該事態が生じた場合に迅速かつ適切に対処するため、関係機関との連携の強化等必要な体制の整備を図るものとする。

(財政上の措置)

第16条 府は、食の安心・安全の確保に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるものとする。

第3章 食品等の安全性の確保

(農林水産物に係る措置)

第17条 食品関連事業者（農林水産物を生産し、又は採取する者に限る。）は、生産し、又は採取した農林水産物が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該農林水産物を出荷し、又は販売してはならない。

- (1) 農薬取締法（昭和23年法律第82号）第11条の規定により使用が禁止された農薬又は薬事法第83条の3の規定により使用が禁止された医薬品（以下「禁止農薬等」という。）が使用された農林水産物（当該食品関連事業者以外の者が使用した禁止農薬等が付着、混入等をしたものを含む。）である場合
- (2) 農薬取締法第12条第1項又は薬事法第83条の4第1項に規定する基準（以下「農薬等使用基準」という。）に違反して農薬又は動物用医薬品が使用された農林水産物（当該食品関連事業者以外の者が使用した農薬又は動物用医薬品が付着、混入等をしたことにより、農薬等使用基準を満たさなくなったものを含む。）である場合

(遺伝子組換え食用作物に係る措置)

第18条 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）第4条第1項の規定により承認を受けた第一種使用規程に係る遺伝子組換え食用作物（同法第2条第2項に規定する遺伝子組換え生物等のうち、作物その他の植物（以下「作物等」という。）であって、食用に供されるために栽培されるもの（食用には供されないが、食用に供されるために栽培される作物等との間で交雑又は混入が生じるおそれのあるものを含む。）をいう。以下同じ。）を栽培しようとする者（以下「栽培者」という。）は、あらかじめ、交雑が生じるおそれが高い範囲として知事が定める範囲内において一般食用作物（食用に供されるために栽培される作物等であって、遺伝子組換え食用作物でないものをいう。以下同じ。）を栽培する者その他規則で定める者に対し、説明会の開催その他の方法により当該遺伝子組換え食用作物の栽培の内容を周知させなければならない。

- 2 栽培者は、遺伝子組換え食用作物の一般食用作物との交雑及び一般食用作物への混入を防止する措置（以下「交雑混入防止措置」という。）を講じなければならない。
- 3 栽培者は、規則で定めるところにより、交雑混入防止措置の内容のほか、遺伝子組換え食用作物の栽培場所その他の規則で定める事項を知事に報告しなければならない。
- 4 府は、食品等に対する信頼性を確保するため、遺伝子組換え食用作物の栽培の内容に係る情報の提供、栽培者による交雑混入防止措置に係る技術的支援その他の必要な施策を実施するものとする。

(安全性調査)

第19条 知事は、食品による健康への悪影響を未然に防止するため、当該悪影響が生じる蓋然性及びその重大性の観点から必要があると認めるときは、法令又は他の条例に定める措置を講じる場合を除き、食品等に含まれることにより健康に悪影響を及ぼすおそれがある要因について、必要な調査を行うことができる。

- 2 知事は、食の安心・安全の確保を図るため必要があると認めるときは、前項の規定による調査の経過及び結果を明らかにするものとする。

3 知事は、第1項の規定による調査の実施に当たっては、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。ただし、健康への悪影響を未然に防止するため緊急を要するときは、この限りでない。

4 知事は、前項ただし書の規定により審議会の意見を聴かないで調査を実施したときは、その内容を審議会に報告しなければならない。

(報告の徴収及び立入検査)

第20条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、食品関連事業者又は食品関連事業者により構成する団体その他の関係者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、事業所その他の事業活動に関係のある場所に立ち入り、食品等、生産資材、施設、設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは試験の用に供するために必要な限度において、食品等、生産資材その他の物件の提出を求めることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(措置勧告)

第21条 知事は、第19条第1項の規定による調査の結果、食品による健康への悪影響を未然に防止するため必要があると認めるときは、法令又は他の条例に定める措置を講じる場合を除き、食品関連事業者又は食品関連事業者により構成される団体その他の関係者に対し、健康への悪影響の防止に必要な措置を講じるべきことを勧告するとともに、その旨を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、当該勧告に係る食品関連事業者又は食品関連事業者により構成される団体その他の関係者に対し、あらかじめ、その旨を通知し、釈明及び証拠の提出の機会を与えるものとする。ただし、公益上緊急を要するときは、この限りでない。

3 第19条第3項及び第4項の規定は、第1項の規定による勧告について準用する。

4 第1項及び第2項の規定は、第17条又は第18条第1項から第3項までの規定に違反している者について準用する。

5 知事は、第1項（前項において準用する場合を含む。）の規定により勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に係る措置を講じなかった場合において、食品による健康への重大な悪影響の発生が切迫していると認めるときは、その者に対し、当該勧告に係る措置を講じるべきことを命じることができる。

第4章 府民参画の推進

(施策に対する意見の反映)

第22条 府は、食の安心・安全の確保に関する施策に府民及び食品関連事業者の意見を反映させるため、府民、食品関連事業者及び府が意見の交換をする機会の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

(施策の提案)

第23条 府民及び食品関連事業者は、食の安心・安全の確保に関する施策の策定、改善又は廃止について、知事に提案することができる。

2 知事は、前項の規定による提案が行われたときは、必要な検討を行い、当該提案をした者にその結果を通知するものとする。

- 3 前2項に定めるもののほか、第1項の規定による提案に関し必要な事項は、規則で定める。

(危害情報の申出)

第24条 府民は、食品等の安全性若しくは食品等の表示に対する信頼が損なわれる事態が発生し、又はそのおそれがあると認めるときは、当該事態に適切に対処するよう知事に申し出ることができる。

- 2 知事は、前項の規定による申出があった場合において、当該申出の内容に相当の理由があると認めるときは、速やかに、関係法令に基づく必要な措置を講じるものとする。

第5章 京都府食の安心・安全審議会

(京都府食の安心・安全審議会)

第25条 この条例の規定による知事の諮問のほか、食の安心・安全の確保に関する施策の策定及び実施に関する重要事項の調査審議並びに食の安心・安全行動計画の実施状況についての評価を行わせるため、京都府食の安心・安全審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、前項の規定による調査審議及び評価のほか、食の安心・安全の確保に関する事項について、知事に建議することができる。
- 3 審議会は、委員15人以内で組織する。
- 4 審議会において専門の事項を調査審議するために必要があるときは、前項の規定にかかわらず、専門委員を置くことができる。
- 5 委員及び専門委員は、学識経験を有する者その他適当と思われる者のうちから、知事が任命する。
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 雑則

(規則への委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

(罰則)

第27条 第21条第5項の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第28条 第20条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、30万円以下の罰金に処する。

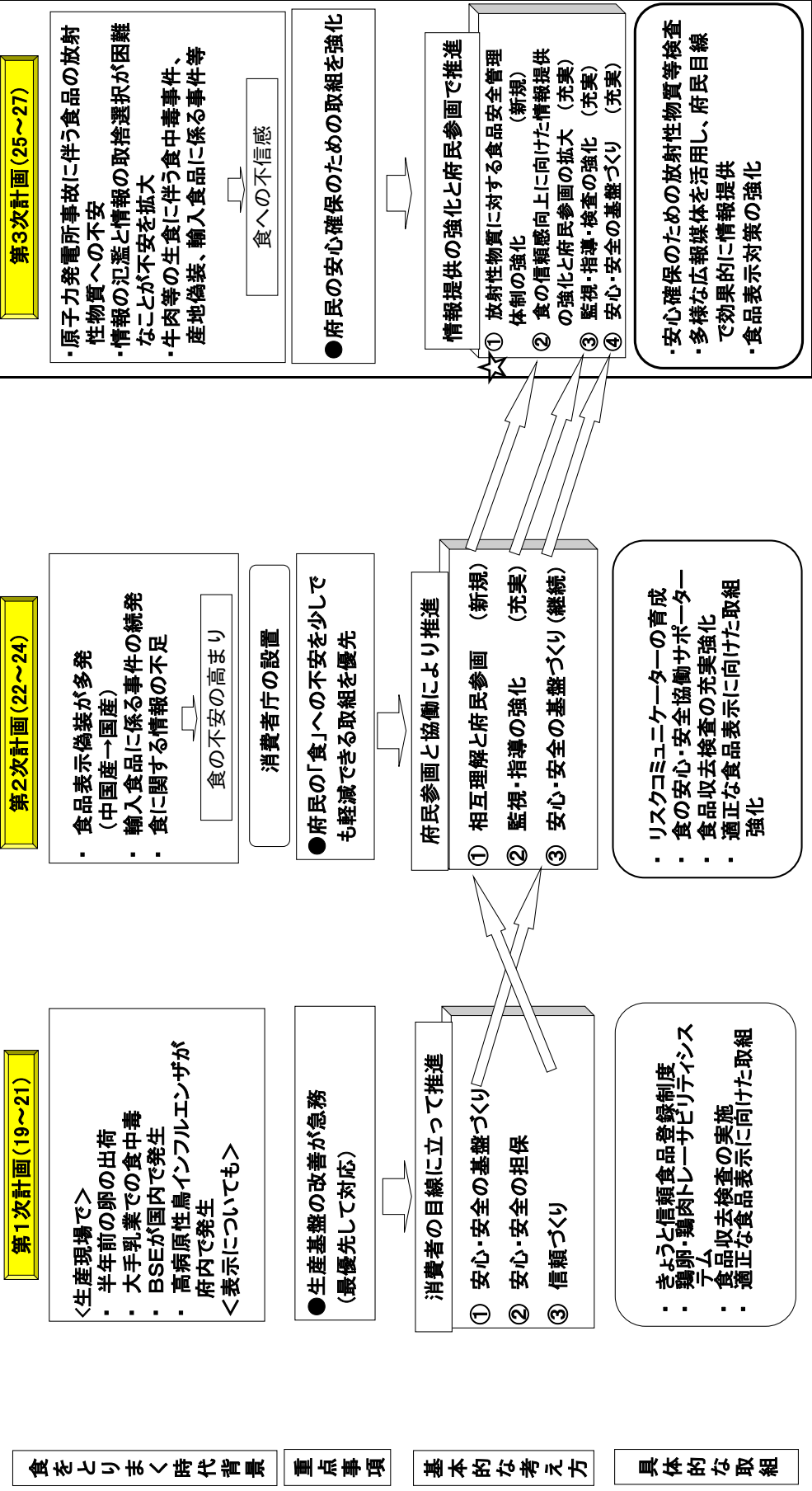
(両罰規定)

第29条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

時代背景に対応した食の安心・安全行動計画



過去の行動計画の実施状況

1 第1次行動計画（平成19年度～21年度）

（1）計画策定時の食を取り巻く情勢

外食等の増加や、多様な加工食品が販売されるなどにより、便利な食生活を享受することが可能となりましたが、**原材料を含め、輸入食品が増えていることなどもあり、食品に関するリスクは多様化**しています。

そして、指定外添加物が使用された食品、農薬の残留基準値を超えている輸入野菜、摂取すれば健康被害が生じるおそれのある、**いわゆる「健康食品」が流通したり、食品表示の偽装問題が発生したりして、食への不信や不安を招いています。**

さらに、食品にかかわる問題が発生したときに、**食品関連事業者による正確な情報の提供が十分でないことが、健康被害を拡大させる要因ともなっています。**

一方、行政や食品関連事業者が行う安全性向上のための取組など**食の安心・安全に関する情報の提供も十分ではなく、食品の安全性に対する消費者の理解も十分とは言えませんし、府の食の安心・安全の施策検討における府民参画も十分には進んでいません。**

（2）計画策定時の課題

ア 食品の生産、製造等において、科学的知見に基づく食品のリスクを管理する手法を導入することにより、**食品の安全性を高水準で確保**することが必要です。

イ 食品関連事業者が行っている「食品の安全性」確保に関する取組が、府民に見えるよう、**情報提供を促進し、「食の安心」につなげる工夫**が必要です。

ウ 消費者の視点に立って、より効率的で効果的な食品の監視及び指導を行うことにより、**食品の安全性を担保し、「食の安心」につなぐ**ことが必要です。

エ **行政から食の安心・安全に関する情報を積極的に提供し、府民参画を促進**することが必要です。

また、**消費者と食品関連事業者との交流促進、学習機会の提供等**により、消費者においても自らの理解を深めることが必要です。

(3) 計画の達成状況

取組内容		取組数	達成	未達成
第1章 安心・安全の基盤づくり				
1	安全な食品の生産・製造・加工、流通の確保に向けた取組	11	8	3
2	生産・製造情報の提供による安心感向上のための取組	8	4	4
3	環境に配慮した食品生産の取組	4	3	1
小計		23	15 (65%)	8 (35%)
第2章 安心・安全の担保				
1	食品衛生に関する監視・指導の充実・強化	7	5	2
2	BSE、高病原性鳥インフルエンザ等における予防対策の徹底、監視体制の確保	4	4	
3	適正な食品表示の確保	5	5	
小計		16	14 (88%)	2 (12%)
第3章 信頼づくり				
1	食の安心・安全に関する情報提供	1		1
2	顔の見える関係づくりの推進	2	2	
3	食の安心・安全に関する知識の啓発・学習	4	3	1
4	府民参画の推進	2	2	
小計		9	7 (78%)	2 (22%)
合計		48	36 (75%)	12 (25%)

2 第2次行動計画（平成22年度～24年度）

（1）計画策定時の食を取り巻く情勢

ア 食品表示偽装の多発

平成20年度生鮮食品及び加工食品の品質表示実施状況調査等によると、小売店舗においては、前年度と比較して名称及び原産地を適正に表示している店舗の割合はやや改善しているものの、賞味期限の改ざんや産地の偽装等不適正表示が相次いでいます。

こうした中、平成20年度には、うなぎやたけのこの産地偽装等の問題が発生し、不適正表示に対して農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）に基づき全国で118件（対前年140パーセント。うち、京都府内は7件）の指示が行われました。

イ 輸入食品に係る事件の続発と消費者庁の設置

中国産冷凍ぎょうざやいんげんへの農薬混入、乳製品へのメラミンの混入、さらには事故米穀の不正規流通など、食の安心・安全を揺るがす事件が輸入食品において相次いで発生しています。こうした中、中国産冷凍ぎょうざ事件で関係機関の連絡が適切に行われなかった問題を一つのきっかけとして、食品の安全や表示など消費者の安心・安全に関わる問題を幅広く所管し、情報の一元的な集約・分析機能と消費者行政の司令塔機能を持つ消費者庁が設置されました。

ウ 食の安心・安全に関する情報の不足

内閣府が平成20年度に実施した国民生活モニター調査結果によると、加工食品について原料原産地表示がない場合、国産とは限らないことをほぼ半数の人が知らないなど、消費者の側に食品表示の仕組みが十分伝わっていないことがうかがえます。

また、食への不安を解消するためのリスクコミュニケーションも各地で実施されているところですが、食品安全委員会が平成20年6月に実施した食品安全モニターへの調査によると、食に関する理解は進んでいるものの、関係者の間で相互のギャップを解消する機会が十分でないという意見もあり、食に関する情報を十分に理解し、活用することができていない状況といえます。

エ 食への不安の高まり

京都府が開催した行事への来場者を対象としたアンケート結果を平成18年度と平成20年度で比較すると、府内産食品を安心であると感じる府民の割合は52パーセントから41パーセントへ、輸入食品を安心であると感じる府民の割合は10パーセントから4パーセントへそれぞれ減少しており、食への安心感を高めることができていません。また、府内産食品と輸入食品を比較すると府内産食品を安心である

と感じる府民の方が多いため、日本の食料自給率は 41 パーセント、京都府の食料自給率は 13 パーセントであり、府民の食生活は府内産食品だけでは成り立たない状況にあります。

(2) 計画策定時の課題

ア 安心の前提となる安全確保の充実

相次ぐ偽装表示の発生や事故米穀の不正規流通問題など一部の食品関連事業者による問題の発生が後を絶ちません。これをなくすには、生産者、加工業者等の食品関連事業者それぞれが、コンプライアンスを第一にした取組を進める必要があります。

また、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）、J A S 法その他の法律による監視、指導等行政の一層の取組を進める必要があります。

イ 食品関連事業者及び行政による取組や正しい知識の広報の充実

安心・安全の担保についての食品関連事業者による取組み、安心・安全の基盤づくりのための施策、食に関する正しい知識などについて、府民への十分な情報提供ができていません。例えば、平成 20 年度に府の保健所が収去した府内に流通する食品 1,774 点（うち輸入食品 135 点）を検査したところ、食品衛生法に違反する食品は発見されませんでした。このような結果をいかに広くお知らせするかが課題となっています。

ウ 情報共有や相互理解の促進

食の安心・安全の確保には、消費者、食品関連事業者、関係団体、行政等の関係者がそれぞれの立場から相互に情報や意見を交換し、相互に理解を深めるリスクコミュニケーションの必要性が高まっています。

エ 府民の主体的な行動への支援

消費者と食品関連事業者、関係団体、行政等が協働して様々な取組を行うことが大切です。府民との食に関する情報共有や相互理解を一層進めることにより、府民が様々な情報に惑わされることなく、適切な行動をとることができるよう支援することが求められています。

(3) 計画の達成状況（平成23年度終了時点）

取組内容		取組数	達成	未達成
1 相互理解と府民参画				
	(1) 食育を通じた知識の向上	4	4	
	(2) 情報提供の推進	2	2	
	(3) リスクコミュニケーションの推進	2	2	
	(4) 府民参画の推進	5	5	
	小計	13	13 (100%)	
2 監視・指導の強化				
	(1) 食品衛生管理対策	7	7	
	(2) 適正な食品表示対策	1	1	
	(3) 家畜伝染病の予防対策の徹底及び監視体制の確保	4	4	
	小計	12	12 (100%)	
3 安心・安全の基盤づくり				
	(1) 安全な食品の生産・製造・加工及び流通の確保	7	6	1
	(2) 安心感向上のための取組	3	2	1
	(3) 環境に配慮した食品生産等	4	2	2
	小計	14	10 (71%)	4 (29%)
	合計	39	35 (90%)	4 (10%)

用語集

〈ア行〉

エコ京都 2 1

環境に配慮した取組を行っている事業所を知事が認定・登録する制度です。地球温暖化防止部門（地球温暖化防止のため、温室効果ガスの排出削減に積極的に取り組んでいる事業所等）、循環型社会形成部門（循環型社会の形成に向け、廃棄物の排出削減に積極的に取り組んでいる事業所等）とエコスタイル部門（地域に密着し、又は創意あふれる環境配慮活動を行っている事業所等）の3部門があります。

エコファーマー

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）第4条に基づき、たい肥等による土づくりと化学肥料や化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」について都道府県知事から当該導入計画が適当である旨の認定を受けた農業者の愛称です。

認定を受けると、認定を受けた導入計画に基づき、農業改良資金（環境保全型農業導入資金）の特例措置が受けられます。

（参考：農林水産省資料）

〈カ行〉

GAP（ギャップ）

農業生産工程管理手法の項目を参照してください。

京都食品表示監視協議会

食品表示行政担当部局や警察本部などの中で情報共有や意見交換を行うことにより連携強化を図るとともに、事業者に対する必要な対応を迅速かつ円滑に実施することを目的として、設置されています。

きょうと信頼食品登録制度

府が定める基準（京の食品安全管理プログラム）を満たす水準の品質管理を行い、生産・製造情報を提供できる食品を府が登録し、府民にその情報を提供する制度です。

京都府食の安心・安全推進条例

食の安心・安全の確保についての基本理念を明かにするとともに、府、食品関連事業者及び府民が責務又は役割を果たすことにより、食の安心・安全の確保に関する施策及び取組を総合的かつ効果的に推進し、もって現在及び将来の府民の健康の保護に寄与することを目的として、平成17年12月に制定された条例です。

京の食品安全管理プログラム

「食品衛生7S」（食品工場における「微生物レベル」の清潔を達成するため、「整理・整頓・清掃・洗淨・殺菌・しつけ・清潔」の手順をルール化したもの）を基本とした、京都府内の食品関連事業者の実態に即した実用的な品質管理システムです。

京のブランド産品

京野菜をはじめ農林水産物の中で、優れた品質が保証され、一定の生産量があつて市場流通が可能なものを、社団法人京のふるさと産品価格流通安全協会がブランド認証対象品目として決定しています。それらの品目について、安心・安全と環境に配慮した生産方法への取組等、定められた要件を満たす指定された産地から出荷されるものだけが、ブランドマークを貼られて流通していますが、これを京のブランド産品とといいます。

国民生活モニター

かつて物価モニターと呼ばれていましたが、平成13年から現在の名称になりました。消費者の購買態度や意識の把握、国民生活行政に対する意見の把握等のために年4回程度調査が行われています。

コンプライアンス

「要求・命令などに従うこと、応じること」を示す英語です。法律や規則を守ることが言いますが、社会的規範や倫理までを含める場合もあります。

コンプライアンスに反した食品関連の例としては、食品衛生法、JAS法で義務付けられている表示事項について、偽りの表示をする「食品の偽装表示」などがあります。
(参考：食品安全委員会資料)

〈サ行〉

市町村食育推進計画

食育基本法（平成17年法律第63号）第18条第1項の規定により、市町村はその区域内における食育の推進に関する施策についての計画を作成するよう努めなければならないとされているが、この計画を市町村食育推進計画とといいます。

J A S 法

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の項目を参照してください。

収去検査

食品の安全を確保するために、食品衛生法第28条の規定により、保健所などの職員が販売店などから検査のために必要な量の食品を採取して行う検査のことです。検査の結果、基準に違反する食品については、廃棄や回収などを行うこととなります。

飼養衛生管理基準

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づき、平成16年9月に制定された家畜（牛、豚及び鶏）の所有者が守る必要のある家畜の飼養衛生管理基準で、畜舎の清掃・消毒、野生動物の侵入防止等について規定されています。

消費者事故等

消費者安全法（平成21年法律第50号）で規定されている。消費者が商品、サービス等の使用等に伴い、生命又は身体に被害が発生した事故及び虚偽の報告や不当な契約などによって消費者の利益が不当に害される事態のことをいいます。

食中毒予防推進強化期間

府では、7月から9月までを「食中毒予防推進強化期間」と定めています。

食品の衛生的な取扱い、不良食品の排除、適正な表示の実施等について、府内の大規模食品製造施設をはじめ食品関連事業者に対する監視・指導を強化し、府内で製造・販売又は流通する食品の安心・安全確保を図っています。

食に関する指導計画

学校での食育は、子どもたちが「食」について計画的に学ぶことができるよう、給食の時間をはじめ、各教科等における食に関する指導を体系付け、学校教育活動全体を通じて実施することとなります。

学校における食育の推進に当たっては、学校全体や学年ごとの指導目標の設定、各教科等における食に関する指導の年間計画などについて盛り込まれた、食に関する指導計画を策定しています。

食品安全基本法

食品の安全性の確保に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び食品関連事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにするとともに、施策の策定に係る基本的な方針を定めることにより、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進することを目的としています。

なお、この法律に基づき、食品健康影響評価（いわゆるリスク評価）を行う機関として、食品安全委員会が内閣府に設置されています。

食品衛生監視機動班

食品衛生法に基づいて認証されたHACCP施設、大規模食品製造施設、大規模給食施設等を対象に、重点的・集中的な監視・指導と収去検査を実施するため、複数の保健所の職員で構成する機動的な組織です。

食品衛生監視指導計画

食品衛生法第24条の規定により、国が定めた「食品衛生監視指導指針」に基づき各都道府県が毎年度策定する計画です。

この計画により、府民の健康保護を図るための基本的な方向及び具体的な実施方法を定めており、きめ細かな監視・指導を重点的かつ効果的に実施していきます。

食品衛生指導員

社団法人京都府食品衛生協会等が行う指導員養成教育の課程を修了した者で、食品衛生協会における活動の中核として、個々の営業施設を指導するなど実践的な活動を行っており、食品関連事業者による自主的な衛生管理体制の確立に大きく貢献しています。

食品衛生推進員

社団法人京都府食品衛生協会から社会的信望があり、かつ、食品衛生の向上に熱意と識見を有する者について推薦を受けて、食品衛生法第61条第2項の規定により、知事が食品衛生推進員（京の食“安全見張り番”）を委嘱しています。

平成15年度に設置し、食品関連事業者の自主衛生管理を推進するための指導、助言等の活動を行っています。

食品衛生法

食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制を講じることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的とします。

食品、添加物、器具や容器包装の規格基準、表示及び広告等、営業施設の基準またその検査などについて規定しています。（出典：食品安全委員会資料）

食品関連事業者

この計画においては、食品に携わっている事業者すべてを指す意味で使用しています。食品製造事業者はもちろん、農林水産業者や流通関係事業者なども含んでいます。

食品添加物

食品添加物とは、食品の製造過程において着色、保存等の目的で食品に加えられるものであり、原料として、「ヒトの健康を損なうおそれのない場合」として厚生労働大臣が指定するもの以外は使用が認められていません。食品の安全性を確保するため、食品添加物の成分規格、製造基準、保存基準及び表示基準が設定されています。
(参考：食品安全委員会資料)

食品表示パトロール

平成21年度から開始した京都府独自の取り組みです。産地偽装など食品表示に関する事件が多発する中、JAS法、食品衛生法及び不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)に関わる職員が合同で店舗に対して巡回調査を実施することにより、違反事実に対率的かつ迅速に対応し、食の安心・安全を確保しようとするものです。

食品表示110番

食品表示に対する消費者の関心が高まっていること及び食品の品質表示の一層の適正化を図る観点から、広く人々から不適切な食品の表示に関する情報提供を受けるためのホットラインのことです。都道府県の他に、農林水産省や独立行政法人農林水産消費安全技術センターなどにも設置されています。

(参考：食品安全委員会資料)

食料自給率

国内の食料消費が、国内の農業生産でどの程度賅えているかを示す指標のことです。食料自給率には、重量ベース自給率、カロリーベース総合食料自給率及び生産額ベース総合食料自給率の3種類の計算方法があります。

日本においては、戦後食生活の洋風化が急速に進んだという特徴があり、この急激な変化が食料自給率を下げてきた大きな原因となっています。

生乳生産管理マニュアル

酪農家が生乳生産業務を行う上で順守すべき管理基準とその手順のことです。チェックシートによる衛生管理の記帳を行うこととされています。

総合的病害虫雑草管理（IPM）

Integrated Pest Management の訳語であり、病害虫の発生予察情報等に基づき、耕種的防除（伝染病植物除去や輪作等）、生物的防除（天敵やフェロモン等の利用）、化学的防除（農薬散布等）、物理的防除（粘着版や太陽熱利用消毒等）を組み合わせた防除を実施することにより、病害虫の発生を経済的被害が生じるレベル以下に抑制し、かつ、その低いレベルを持続させることを目的とする病害虫管理手法のことです。（参考：農林水産省資料）

〈夕行〉

出前語らい

府民と府とのコミュニケーションの向上を図り、施策や業務にいかすべき府民の意見や提案を収集することなどを目的として、府民からの希望に応じ、職員が直接出向いて説明や助言、意見交換を実施するものです。

動物用医薬品

家畜や養殖魚などの病気の治療や予防のために使用される医薬品のことです。作用別に抗生物質、寄生虫用剤、ホルモン剤等に分けられます。

（参考：食品安全委員会資料）

特別栽培米

国の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」の基準に従い、化学肥料と化学合成農薬の使用量を地域での一般的な使用量から50%以上減らし、さらに、確認責任者の確認を受けた米のことをいいます。

府では府民ニーズの高いこの特別栽培米の取組拡大を図っています。

トレーサビリティシステム

記録の追跡により、ある物品（商品）の流通経路が確認できる状態をいいます。

食品では、食品の生産、加工、流通などの各段階で原材料の出所や食品の製造元、販売先などを記録・保管し、食品とその情報とを追跡できるようにすることで、食中毒などの早期原因究明や問題食品の迅速な回収、適切な情報の提供などにより消費者の信頼確保に役立つものをいいます。

国産牛肉については、平成16年12月から牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）に基づき、流通・小売段階までのトレーサビリティシステムを導入することが義務付けられました。

（参考：食品安全委員会資料）

〈ナ行〉

農業生産工程管理手法（GAP）

農業生産工程管理（GAP：Good Agricultural Practice）とは、農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のことです。

これを我が国の多くの農業者や産地が取り入れることにより、結果として食品の安全性向上、環境の保全、労働安全の確保、競争力の強化、品質の向上、農業経営の改善や効率化に資するとともに、消費者や実需者の信頼の確保が期待されます。（参考：農林水産省資料）

農薬管理指導士

農薬取扱業者等のうち、農薬に関する専門的な知識を有し、農薬の取扱い及び使用に対する安全確保について強い意欲を持っている者が、講習会を受講した場合に、京都府知事が認定しています。

農薬に関する法令等を遵守し自ら範を示すとともに、他の農薬取扱業者等に対し必要な助言指導を行うことを任務としています。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律

適正かつ合理的な農林物資の規格を制定し、これを普及させることによって、農林物資の品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化、使用又は消費の合理化を図るとともに、農林物資の品質に関する適正な表示を行わせることによって一般消費者の選択に資し、もって農林物資の生産及び流通の円滑化、消費者の需要に即した農業生産等の振興並びに消費者の利益の保護に寄与することを目的としています。

通称「JAS法」と呼ばれ、JAS規格制度と品質表示基準制度の二つからなります。（参考：食品安全委員会資料）

〈ハ行〉

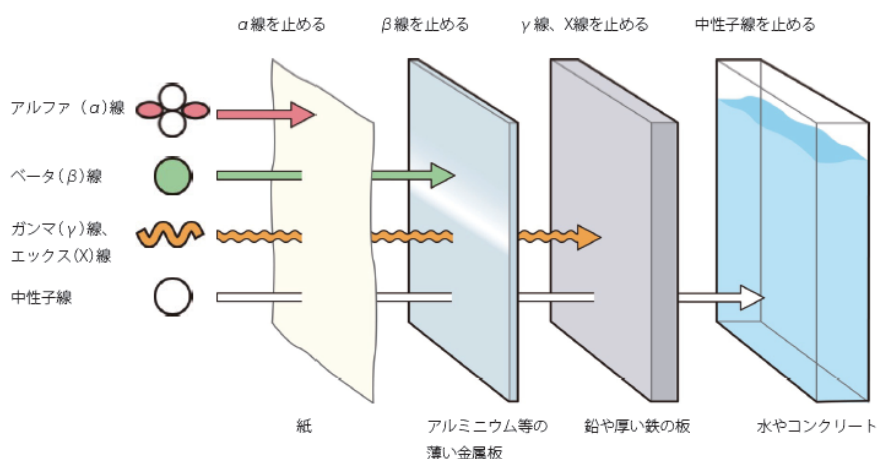
米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律

米穀等に関し、食品としての安全性を欠くものの流通を防止し、表示の適正化を図り、及び適正かつ円滑な流通を確保するための措置の実施の基礎とするとともに、米穀等の産地情報の提供を促進し、もって国民の健康の保護、消費者の利益の増進並びに農業及びその関連産業の健全な発展を図ることを目的としています。

放射線・放射能・放射性物質

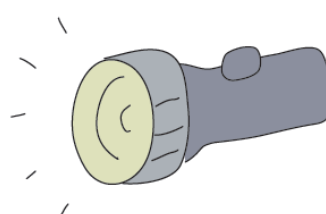
- 1 「放射線」は物質を透過する力を持った光線に似たもので、アルファ (α) 線、ベータ (β) 線、ガンマ (γ) 線、エックス (X) 線、中性子線などがあります。放射線はこれら種類によって物を通り抜ける力が違いますので、それぞれ異なる物質で遮ることができます。

放射線の種類と透過力



資源エネルギー庁「原子力2010」

- 2 この放射線を出す能力を「放射能」といい、この能力をもった物質のことを「放射性物質」といいます。懐中電灯に例えてみると、光が放射線、懐中電灯が放射性物質、光を出す能力が放射能にあたります。



放射線の人体への影響など詳しくは消費者庁のホームページにある「食品と放射能」をご覧ください。

http://www.caa.go.jp/jisin/pdf/120831-3_food_qa.pdf

〈マ行〉

無承認無許可医薬品

いわゆる健康食品の中には、医薬品ではないのに、「がん」に効くといった効果効果をうたったり、医薬品まがいの広告をしたり、「やせる」と宣伝して、食品中に食欲抑制作用のある医薬品を添加したり、混入させたりしているものもあります。これらのものを無承認無許可医薬品といい、医薬品が薬事法（昭和35年法律第145号）に基づき承認許可を得てその有用性と安全性、医薬品としての品質が確認されているのに対し、これらは有用性や安全性等について審査されておらず、製造・販売することは同法違反になります。

〈ラ行〉

リスク

食品中にハザード（危害要因のこと。人の健康に悪影響を及ぼす原因となる可能性のある食品中の物質又は食品の状態です。有害微生物等の生物学的要因、汚染物質や残留農薬等の化学的要因、放射線や食品が置かれる温度の状態等の物理的要因があります。）が存在する結果として生じる人の健康に悪影響が起きる可能性とその程度（健康への悪影響が発生する確率と影響の程度）です。

（参考：食品安全委員会資料）

リスクコミュニケーション

リスク分析の全過程において、リスク管理機関、リスク評価機関、消費者、生産者、事業者、流通、小売りなどの関係者がそれぞれの立場から相互に情報や意見を交換することです。リスクコミュニケーションを行うことで、検討すべきリスクの特性やその影響に関する知識を深め、リスク管理やリスク評価を有効に機能させることができます。

（出典：食品安全委員会資料）

— m e m o —

◇ 発 行 ◇

京都府農林水産部食の安心・安全推進課

(TEL 075-414-5654・5655)